

平成 31 年 度

# 富山県の重点事業



本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

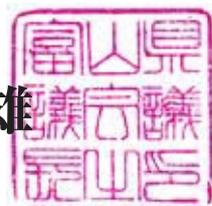
つきましては、平成31年度予算編成にあたり、別紙重点事業について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年5月

富山県知事 石井 隆



富山県議会議長 高野 行雄





## 目 次

1	地方創生・人口減少対策の推進について……………	1
2	地方大学の振興及び若者雇用について……………	2
3	「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について ……	3
4	移住・U I J ターン就職の促進と人材の確保の 充実について……………	4
5	国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の 形成について……………	5
6	国民保護及びテロ対策の推進等について……………	6
7	山村過疎地域等の中山間地域活性化について……………	7
8	総合的な少子化対策の推進について……………	8
9	北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と 交流事業等の充実・強化について……………	10
10	地方分権改革の推進について……………	11
11	弥陀ヶ原の火山防災対策の推進について……………	12
12	地方消費者行政の推進のための支援の充実について……………	13
13	犯罪被害者等支援の推進・充実について……………	14
14	(仮称) 富山南警察署の新築整備について ……	15
15	交通安全施設の更新整備について……………	16
16	「連携中枢都市圏」への支援について ……	17
17	地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の 確立について……………	18
18	地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について……………	19
19	幼児教育・保育の無償化について……………	20
20	少人数教育の充実等の教職員定数改善等について……………	21
21	英語教育の充実について……………	22
22	特別支援教育と生徒指導の充実について ……	23
23	学校における働き方改革の推進について……………	24
24	独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の 拡充について……………	25
25	私立学校の振興について……………	26
26	奨学金制度の充実について……………	27
27	I C T 教育の充実について……………	28
28	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 事前の合宿誘致等について……………	29
29	地方から世界に発信する芸術文化の振興について……………	30
30	「第9回シアター・オリムピクス」開催への 支援について……………	32
31	「国際北陸工芸サミット」への支援について ……	33
32	工芸、建築、デザインなどに関する国際的な拠点づくりの推進と 富山県美術館との連携の促進について ……	34
33	「立山・黒部－防災大国日本のモデル－」の 世界文化遺産登録の推進等について……………	36
34	ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について……………	38
35	「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の 推進等について……………	40
36	富山型デイサービス（共生型サービス）の全国への 普及による地域共生社会の構築について……………	42
37	発達障害児者への支援の充実について……………	43
38	障害者のニーズに即した福祉施策の充実について……………	44
39	医療・介護連携による地域包括ケアの推進など 高齢者施策の充実について……………	45

40	医療提供体制の改革について	46
41	ドクターヘリを活用した高度救急医療体制の 充実強化について	47
42	がん対策の推進について	48
43	健康寿命延伸対策の充実について	49
44	医薬品産業の振興について	50
45	食中毒被害者に対する支援策の実施など食品の 安全安心の確保について	51
46	農林水産業の競争力強化と成長産業化の実現について	52
47	地方の実情に即した水田農業政策の充実について	53
48	意欲ある担い手の農業経営の確立について	54
49	農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の 推進について	55
50	農業農村整備事業の推進について	56
51	水産業振興対策の推進について	57
52	森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充について	58
53	地方発イノベーションによる産業の高度化について	60
54	電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー政策の 推進について	61
55	新たなエネルギー資源の開発促進について	62
56	中小企業・小規模企業の活性化の推進及び 創業者支援等について	63
57	環日本海・アジア地域等との経済交流及び 物流の活性化について	64
58	中心市街地と商店街の活性化について	65
59	北陸新幹線の整備促進について	66
60	並行在来線への支援及び地域公共交通の 維持・活性化について	68
61	富山きとときと空港における航空ネットワークの充実と 冬季就航率の向上について	69
62	都市基盤整備の推進について	70
63	地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について	72
64	災害につよく強靱な県土づくりの推進について	74
65	利賀ダムの建設促進について	76
66	地域におけるバス路線等の維持・確保のための 支援の充実について	77
67	日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の 機能強化等について	78
68	ダイオキシン類対策について	80
69	総合的な空き家対策の推進について	81
70	「立山黒部」の世界ブランド化の推進について	82
71	戦略的な観光地域づくりの推進について	83
72	国際・広域観光の振興について	84
73	循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の 推進について	85
74	地球温暖化対策と省エネルギー・再生可能エネルギー対策 の推進について	86
75	環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性、 PM2.5対策等）の推進について	87
76	自然環境保全施策（国立公園の施設整備、野生鳥獣管理）の 推進について	88
77	原子力防災対策の強化について	89
78	陸上自衛隊富山駐屯地の施設及び周辺地域の整備事業の 促進について	90

# 1 地方創生・人口減少対策の推進について

(内閣官房、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省、財務省、外務省、法務省、厚生労働省)

本県においては、国の動きに先駆けて地方創生に積極的に取り組んできており、平成27年10月に富山県版総合戦略「とやま未来創生戦略」を策定した後も、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂や、施策評価の実施などを踏まえて毎年見直しを図り、30年3月には、地方大学を中心とした地域の中核的産業の振興や働き方改革の推進などを盛り込んだ戦略改訂を行ったところである。

国では、地方への新しいひとの流れをつくるため、ライフステージに応じた施策の充実・強化に取り組むこととされている。富山県としては、県民の知恵と力を結集し、本県の自然、文化、産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造し、ひいては日本創生の一翼、一端を担いたいと考えており、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分確保すること
- 2 地方創生の取組みを深化させるための交付金については、その内容や規模、運用について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方が策定した総合戦略を見据えて施策展開が図れるよう継続的なものとする
- 3 東京一極集中や地域間格差は、個々の自治体の努力だけでは解決できない構造的な問題でもあり、国において、国土構造の変革のために思い切った政策を展開すること
- 4 地方における労働力不足に対応するとともに、幅広い外国人材を活用した地方創生や多文化共生等を推進するため、東京圏等からの若者のU・I・Jターンの一層の推進に向けた国の支援、外国人留学生等の地方での就労を促進するための手続簡素化等の在留資格制度の運用改善など、地方における先駆的な取組みを支援すること
- 5 地方創生、人口減少対策等に資する税制として、「地方拠点強化税制」をより充実させるとともに、子どもが多いほど有利になる制度や子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度など、これまでにない新たな仕組みを創設すること。また、地域における観光資源の整備等のため、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すること

## 2 地方大学の振興及び若者雇用について

(内閣官房、内閣府、経済産業省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

平成14年に工場等制限法が廃止されて以降、企業や大学の東京23区への集中が続いているが、東京は合計特殊出生率が全国で最も低く、また、世界の首都の中でも最も自然災害リスクが高い。

国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」に基づき、地方大学の振興（キラリと光る地方大学づくり）、東京23区の大学等の定員抑制及び若者の雇用機会の創出等を図るための新法を制定するとともに、「地方大学・地域産業創生事業」を創設されたところである。これらを踏まえ、地方が地元大学を中心とした地域の中核的な産業の振興の促進や専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 魅力ある地方大学及び地域産業の創生に迅速に取り組むため、「地方大学・地域産業創生事業」に係る対象事業の審査手続き及び交付決定をできる限り速やかに行うこと
- 2 「地方大学・地域産業創生事業」のうち文部科学省計上分の予算については、所要額を十分確保するとともに、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業を促進するという新法の理念に資するため、対象となる大学に対して確実に配分を行うこと
- 3 本県の強みである医薬品産業の振興とその専門人材育成のため、産学官で構成する「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム（仮称）が取り組むプロジェクトの財政的支援を行うこと
- 4 地方における雇用創出や若者の就職を促進するため、地方創生インターンシップ推進プラットフォームを活用し、地方と首都圏等の大学におけるインターンシップに関する効果的な情報交換や連携体制を構築するとともに、「地方拠点強化税制」をより実効性のある制度とするなど、地方への人の流れをつくる制度を充実させること
- 5 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の拡充など地方大学が行う地方創生の取組みや、大学コンソーシアムが行う事業など高等教育機関が連携して行う取組み等に対する補助事業の充実及び財政的支援の強化を図ること

### 3 「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省)

国では、少子高齢化という課題を克服するため、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会を創る「一億総活躍の国創り」に向けた取組みが進められている。

こうした中、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、仕事と生活の調和、労働生産性の向上など働き方改革を進める必要がある。また、人生100年時代を迎え、女性や高齢者等誰もがいつでも教育を受け、生きがいを持って活躍できる社会環境を整えることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 正規・非正規労働者の処遇改善の取組みへの支援  
同一労働同一賃金原則の導入による非正規労働者の処遇改善や在職者の賃金改善に向けた取組みへの支援の充実
- 2 ワーク・ライフ・バランスなどの取組みへの支援
  - (1) 長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援の充実及び監督指導體制の強化
  - (2) サテライトオフィス勤務や、フレックスタイム、テレワークなど多様で柔軟な働き方の推進への支援の充実及び副業・兼業の普及啓発の推進
  - (3) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
  - (4) 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
  - (5) 男性の育児休業や休暇の取得促進に向けた支援の充実
- 3 多様な働き手の活躍促進への支援
  - (1) 人生100年時代を見据え、地域の産業構造を踏まえた企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援などリカレント教育の充実
  - (2) 地域の実情を踏まえた人手不足分野等に対する民間委託訓練コースの実施への支援
  - (3) 指導員養成課程の見直し等による職業訓練指導員の確保
  - (4) 女性の人材育成・キャリアアップ、再就職支援など女性の活躍推進に向けた取組みへの支援の充実
  - (5) 意欲ある高齢者の就業促進への支援と企業における人材の確保のための国と地方自治体による一体的実施事業の充実
  - (6) 障害者雇用に係る報奨金の支給対象者の拡充及びジョブコーチ支援の充実など障害者の就労促進策の充実・強化
  - (7) 首都圏等の大学と連携した、外国人留学生を地方に還流させる取組みへの支援

## 4 移住・U I Jターン就職の促進と人材の確保の 充実について

(内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省)

本県では、北陸新幹線の開業と国の地方創生を最大限活かし、首都圏をはじめ県外からの移住・U I Jターン就職の促進に取り組んでいる。なかでも、20代・30代の若い世代を中心に現役世代の移住者が大半を占めることから、暮らしと仕事の一元的な相談体制を整備している。

平成30年度は、県において移住・定住を所管する部門とU I Jターン就職を所管する部門を一元化するとともに、首都圏における相談拠点を移転・拡充し、関西圏に相談拠点を新たに設けるなど、大都市圏における相談体制や情報発信の強化に取り組んでいるところである。

また、少子高齢化・人口減少の進行により、労働力の減少が見込まれること等から、大都市圏の若者や女性などの移住・U I Jターン就職を一層推進することにより、高度専門人材を含め、本県産業を支える企業が必要とする人材を確保できるよう支援する必要がある。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 移住の促進について、首都圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、地方創生推進交付金など財政措置の拡充強化を図ること
- 2 地方での新しい働き方やクリエイティブ産業等の雇用を創出するため、サテライトオフィスの開設・誘致に向けた取り組みの直接的な支援
- 3 地方人材還流促進事業など、移住・U I Jターン希望者を掘り起こす事業において、地方との緊密な情報交換や学生等のニーズに沿ったサイトの構築などの連携強化
- 4 地方創生インターンシップ推進プラットフォームを活用した地方のインターンシップ情報の効果的な発信及び地方と首都圏等の大学との連携体制の構築並びに積極的に地方創生インターンシップに取り組む首都圏大学への支援
- 5 プロフェッショナル人材事業にかかる財源の確保や全国的な優良事例を共有する仕組み、円滑な大企業連携の継続など、地域の産業を支える良質で安定した人材確保の支援
- 6 地方自治体が行う奨学金返還助成制度について、日本学生支援機構等と連携した学生に対する周知の充実

## 5 国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成について

(内閣官房、国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省)

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に対し地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活性化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消は大きな課題である。

こうした中、平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」や7月に策定された「国土のグランドデザイン2050」、平成27年8月の「新たな国土形成計画(全国計画)」において、日本海側と太平洋側の連携強化や、日本海・太平洋2面活用型国土の形成が提唱された。

また、国においては、一億総活躍社会の実現を目指し、地方創生や地域経済の活性化に向けた本格的な取組みが進められている。

については、太平洋側のリダンダンシーの確保、災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中の是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・空港などの社会資本整備等による「日本海国土軸」の形成を早急に進めるため、次の事項の実現について格段の配慮を願いたい。

- 1 東海道新幹線の代替補完機能の確立及び広域観光や地方創生等に資する「大ゴールデン回廊」形成の重要性等に鑑み、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトである北陸新幹線の金沢・敦賀間の平成2022年度末の確実な開業と更なる前倒し開業を含む早期開業、整備促進に必要な駅・ルートの詳細調査及び環境アセスメントの速やかな推進と2030年度末の北海道新幹線・札幌開業頃までに大阪までの早期全線整備
- 2 東海北陸自動車道のトンネル区間を含む全線4車線化など太平洋側と日本海側をつなぐ高規格幹線道路等の整備促進
- 3 中央岸壁の大水深化や国際物流ターミナル北4号岸壁の整備など、日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化
- 4 富山一羽田便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びにLCCやリージョナルジェットの活用等の国内外の航空ネットワークの充実による富山きとときと空港の機能強化
- 5 エネルギーの安定供給や日本海沿岸地域の産業・経済活性化に資する、日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発や水素エネルギー活用の促進などエネルギー基盤整備の推進
- 6 日本海沿岸地域を「日本海国土軸」の形成や「環日本海交流」の推進、更には自然、文化、産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源や自然・文化資源の保全・活用、都市との交流連携、地方への移住の促進を図る施策の推進

## 6 国民保護及びテロ対策の推進等について

(内閣官房、総務省、厚生労働省、警察庁)

国民保護制度が対象とする武力攻撃事態等は、国の外交政策、防衛などと密接に関連するものであり、現行法制も、国が基本的な責任を担うべきことを明示するなど、国の役割・責任は極めて重い。

特に最近では、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施などの危機事案が増加し、国が覚知した緊急情報について迅速かつ的確に伝達される必要がある。

県・市町村は国が定めた基本方針に基づいて、国民保護計画を策定し、住民への普及啓発、訓練などに取り組んでいるところであるが、国民の間の国民保護に対する認知度は依然として低い状況にある。

また、これまで国との共同による訓練を毎年開催しており、平成30年度は国との共同による実動訓練を実施する予定であるなど、国民保護訓練に積極的に取り組んでいるところであるが、今後より一層、対応力の向上に努めることが重要である。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据え、本県においてもテロの未然防止及びテロへの対処能力の強化が求められている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国民の理解と協力を得るための普及啓発の推進
- 2 これまでの国と都道府県による国民保護共同訓練の成果をふまえたマニュアルの整備や技術的助言など、地方において実施する国民保護訓練への一層の支援
- 3 NBC攻撃に対処するための大型除染システム等の資機材整備や天然痘ワクチン等の備蓄の充実
- 4 生化学防護服等のテロ対処資機材の増強配分

## 7 山村過疎地域等の中山間地域活性化について

(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省)

山村過疎地域等中山間地域（以下「中山間地域」）においては、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

こうした地域においては、「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づき、生活基盤の整備のほか、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための施策を推進しているところであるが、さらなる総合的かつ積極的な支援が必要となっている。

県としては、中山間地域が安全で安心して暮らせる、活力と魅力ある地域として健全に維持されるよう、平成30年度に機構改革を実施し、地域のニーズを拾い上げ、庁内横断的な対策を進めるための総合的窓口となる部署を新たに設置したところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の継承等の様々な多面的機能を持つ中山間地域において、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪などの住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、市町村等が行う各種施策に対して、国が責任をもって財源措置を講じること
- 2 県、市町村、NPO法人等の多様な主体が行うグリーン・ツーリズムや滞在型・体験型観光、小中学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の交流人口拡大施策に対する財政措置を充実させること
- 3 中山間地域活性化は、喫緊の課題となっており、各地域の特性や実情に応じた取組みが求められることから、現状の課題等実態把握のためのきめ細かな調査・分析、並びにその結果を踏まえた総合的な活性化の取組みに対する財政措置を充実させること

## 8 総合的な少子化対策の推進について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省)

少子化の急速な進行は、地域社会の活力低下などを招くほか、子どもたちがお互いにふれあう環境が失われるなど、子どもたち自身も健全に育ちにくい社会となること等が強く懸念されている。

このため、本県においては、子育て支援・少子化対策条例に基づき、地域が一体となって、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策に取り組んでいるところである。

ついては、こうした地域の実情に即した総合的な少子化対策の取り組みが、円滑に推進できるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の実情に応じた少子化対策、子育て支援を行うため、
  - (1) 教育・保育の質の向上や量の拡充に資する子ども・子育て支援新制度の安定的な運営に必要な財源の確保
  - (2) 放課後児童クラブや病児保育等の補助制度の拡充や子育て支援センター等の運営支援など地域子ども・子育て支援事業の充実
  - (3) 認定こども園・保育所等の整備や、保育教諭・保育士の処遇改善の取り組みの円滑な導入など人材の確保・定着を図るための支援の継続・充実
  - (4) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援の継続・充実
- 2 生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが健やかに育つため、
  - (1) 児童虐待防止対策や、里親など家庭的養護の推進策等の充実・強化
  - (2) ひとり親家庭等に対する教育・経済・生活・就労支援の強化、子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供、地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援などの充実・強化
- 3 子育て家庭や子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、
  - (1) 子どもの新たな医療費助成制度の創設及び国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止
  - (2) 男性不妊症の普及啓発と、不育症の普及啓発及び治療にかかる助成制度の創設
- 4 企業における子育てしやすい職場環境の整備を促進するため、
  - (1) 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
  - (2) 男性の育児休業や休暇の取得促進に向けた支援

**富山県の主な少子化対策・子育て支援施策**

**国による施策の推進と地方の取組みへの支援**

○**県民一体となった機運の醸成**  
 「とやま子育て応援団」事業の展開  
 民間企業等の協賛を得て、子育て家庭に対する優待制度の実施や県民への啓発活動を実施

**子どもの居場所確保**

両親共働きの子どもの対象に行われてきた従来の制度に加え、子ども全体を対象とした多様な形態の子どもの居場所づくりを推進

**多様な育児サービスの提供**

従来の保育サービスに加え、地域で支援したい人と支援を受けたい人をつなげるサービスなど、NPO、ボランティアなどによる多様な保育サービスを提供

**カウンセリング・相談**

育児に関する活きた情報が得られ、気軽に相談できる地域の仕組みづくりを促進

地域の福祉力を活用した子育て力の向上



子育て家庭

○**地域の实情に応じた少子化対策、子育て支援実施にあたっての配慮**

- ・教育・保育の質の向上や量の拡充に資する子ども・子育て支援新制度の安定的な運営に必要な財源の確保
- ・放課後児童クラブ、病児保育等補助制度の拡充
- ・子育て支援センター等への運営支援
- ・保育所等の整備に必要な財源の確保・充実
- ・幼保連携型認定こども園に係る施設整備の内閣府への一元化
- ・保育士等の処遇改善の取組みの円滑な導入や保育士・保育所支援センターなど人材の確保・定着のための支援の継続・充実
- ・保育教諭・放課後児童支援員の経過措置の延長
- ・地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援の継続・充実

○**児童虐待防止対策やひとり親家庭等の自立支援策の充実強化**

- ・「児童相談所体制強化プラン」の推進による児童相談所の体制強化等
- ・児童虐待事案等に係る児童相談所と市町村の適切な役割分担に向けた支援
- ・ひとり親家庭等の就業支援等の自立支援策の強化
- ・子どもの貧困対策の推進

○**子育て家庭の経済的負担の軽減**

- ・子どもの新たな医療費助成制度の創設及び国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止

医療保険制度  
 0～未就学児：2割負担  
(未就学児までの医療費助成に係る国保国庫負担減額調整措置を行わない)

新たな助成制度の創設  
 国保制度の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止

子どもの数に関係なく所得が一定

多子世帯に係る所得要件の緩和  
(子どもが3人以上の世帯における所得基準の引き上げ)

- ・男性不妊症の普及啓発、不育症の普及啓発及び助成制度の創設

特定不妊治療費助成制度  
 ・1回15万円（一部7.5万円）  
 ・初回助成額30万円  
 ・男性不妊治療（15万円）

男性不妊症の普及啓発  
 不育症の普及啓発及び治療にかかる助成制度の創設

**経済的負担の軽減**

出産・子育てに伴う医療費などの負担を軽減

**職場環境の整備**

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や、子育て支援に積極的な企業のモデル認定などの取組みを通じて、仕事と子育ての両立支援に向けた就業環境の整備を促進

**男女の出会いの場づくり**

結婚を希望する男女の出会いの場づくりを積極的に推進

○**雇用環境の整備**

- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実  
(従業員100人以下の事業所も含めた助成制度の充実)

- ・男性の育児休業や休暇の取得促進に向けた支援

## 9 北方領土の早期返還に向けた外交交渉の 推進と交流事業等の充実・強化について

(内閣府、外務省、文部科学省)

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日口両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならない極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。

こうしたなか、昨年11月に行われた日口首脳会談では、北方四島における「共同経済活動」について、プロジェクトを具体化するための検討を加速させることや、航空機による特別墓参をはじめ、元島民の方々がより自由な往来をできるよう更なる改善策を取っていくことで一致したところである。

国におかれては、早期返還に向けて、着実に交渉を進められるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
- 2 北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
- 3 国の四島交流事業における本県関係者の継続的な訪問
- 4 日本語教師派遣事業の継続や日本に関する情報発信の強化など北方四島での日本語及び日本文化の普及促進

## 10 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

地方分権改革については、これまでの七次にわたる一括法の成立により、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、その具体化に向けた取組みが進められている。

こうした取組みの推進にあたっては、地方の実情を十分に反映し、地方の自立と地域間格差の是正のバランスのとれた、真に国民の幸せにつながる地方分権が推進されるような措置が適切に講じられる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方分権改革の推進において、地方の提案により事務移譲などの制度改正を進める「提案募集方式」については、地域  
の声を尊重し着実に実行すること  
また、既に見直しが実施された項目についても、従うべき  
基準を参酌基準化するなど、さらなる見直しを行うこと
- 2 「国と地方の協議の場」の運営にあたっては、地方に関する重要施策が、十分な協議のないまま実行されることがないよう、時機を逃さず弾力的に開催し、地方の意見を適切に反映させるよう努めるとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては担当大臣が参画する分科会を設置すること

## 11 弥陀ヶ原の火山防災対策の推進について

(内閣府、気象庁、国土交通省、消防庁、環境省)

弥陀ヶ原（地獄谷）については、平成28年3月に火山防災協議会を設置し、火山ハザードマップの作成や火山防災の啓発、火山活動の調査研究等に取り組んでおり、平成28年12月には、気象庁が24時間体制で火山活動を監視する「常時観測火山」に追加されたところである。

しかしながら、立山は年間約100万人が訪れる観光地であることや、国立公園であることなどを踏まえ、国においても自然環境や景観に配慮しながら監視・観測体制の強化や情報伝達の充実など、観光客や登山者の安全対策を着実に講じていく必要がある。

については、御嶽山や草津白根山などの突発的な噴火を教訓とし、弥陀ヶ原の火山防災対策を進めるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 水蒸気噴火の兆候の早期把握のため、総合観測点や広帯域地震計の設置など火山監視・観測体制の充実強化を図ること
- 2 外国人も含めた観光客や登山者に対する分かりやすい情報提供など、火山防災情報の伝達について充実強化を図ること
- 3 火山ハザードマップの作成や避難計画の策定等の火山防災対策の取組みに対し、技術的・財政的支援を行うこと
- 4 自然環境や景観に配慮した退避壕（シェルター）等を整備するとともに、山小屋（民間施設）を含めた避難施設への財政支援措置を拡充すること

## 12 地方消費者行政の推進のための支援の充実について

(消費者庁、総務省)

本県では、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発活動の重点的な展開に取り組んでいるところである。

また、環境教育や特殊詐欺未然防止など喫緊の課題をはじめ、食品ロス削減などについても、交付金を活用して本県独自の取組みを実施しているところである。

今後、団塊の世代が75歳を迎え、高齢化が一層進行することや、成年年齢の引下げの動きに伴い、判断力が低下した高齢者や社会経験の少ない若年層の消費トラブルの増加が懸念されており、消費者被害防止のため、相談窓口の強化や高齢者や若者に対する消費者教育を一層進めていく必要がある。

については、地方における消費生活相談体制の充実・強化や、消費者教育の展開により消費者行政を一層推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

国・地方双方の責任において、消費者相談窓口の維持、拡充を行い消費者教育を推進するため、地方消費者行政強化交付金の継続等引き続き必要な財源措置を講ずるとともに、制度の改善を図ること

- (1) 強化学業の対象については、国として取り組むべき重要な消費者政策に限られていることから、地方の実情に応じて柔軟に活用できるように用途の拡充や補助率の嵩上げを図ること
- (2) 推進事業に必要な予算を十分に確保するとともに、個別事業ごとに設けられた活用期間の延長や支出限度額の撤廃等を図ること

## 13 犯罪被害者等支援の推進・充実について

(警察庁、内閣府)

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての願いであるが、ある日突然、犯罪や交通事故等に巻き込まれるといった事件が後を絶たず、犯罪等の被害者やその家族、遺族の多くは、様々な困難に直面することが少なくない。

このため、本県においては、平成29年4月に施行された「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、多種多様な犯罪による被害者等に対して適切な支援を行うためには、被害者支援に関する専門的知識や技能を有する人材の育成が必要である。

また、「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、本年3月、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、性暴力被害者等に対する支援を行っているが、人材の確保・育成や関係機関との連携などにより安定的な運営が必要である。

については、犯罪被害者等支援の推進と充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための体系的な研修制度の構築
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営や機能の強化を図るための十分な財源の確保と財政支援の大幅な拡充

---

## 14 (仮称) 富山南警察署の新築整備について

(警察庁)

---

本県警察では、治安情勢に一層迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、初動対応力や夜間警備力の強化などを図るため、平成25年8月に、富山市内の4警察署を3警察署体制とする「富山市内警察署再編計画」を策定した。

この再編計画に基づき、昨年3月に富山中央警察署の整備を終え、引き続き、富山市南部地域を管轄する(仮称)富山南警察署の新築整備に取り組んでおり、現在、敷地造成工事を実施しているところである。また、本年度中に基本・実施設計を完了し、平成31年度から建設工事に着手することとしている。

については、(仮称)富山南警察署の新築整備に係る財源措置について格段の配慮を願いたい。

---

## 15 交通安全施設の更新整備について

(警察庁)

---

本県では、交通安全施設の多くが老朽化していることから、信号機の滅灯や灯火の異常表示等、故障のリスクが高まっている。万一、こうした故障が発生した場合、交通事故や交通渋滞等、県民の日常生活に大きな影響が生じるほか、修理部品の調達に時間を要し、復旧が遅れるおそれがある。

そのため、平成30年度は信号制御下位装置1式及び交通信号制御機47基を更新予定であるが、これら更新後においてもなお、警察本部にある交通管制センター上位装置及び県下にある交通信号制御機2,416基のうち655基が製造後の経過年数等により、更新対象であることから、平成31年度以降も計画的な更新を進めていくこととしている。

については、安全・安心な道路交通環境整備のため、老朽化した交通管制センター上位装置及び交通信号制御機の更新整備について、格段の配慮を願いたい。

## 16 「連携中枢都市圏」への支援について

(総務省)

本県では、平成28年10月、西部6市において、「とやま呉西圏域都市圏」が形成され、子ども医療費助成の給付方法の統一化、企業誘致に向けた首都圏企業とのビジネス交流交歓会の開催、移住・定住支援など様々な分野で連携事業に取り組んでいるところである。

また、今年1月には、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、今年度から産業、観光、医療・福祉などの分野で連携事業に取り組むこととしている。

県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実
- 2 連携中枢都市圏等の取組みに対し、都道府県が支援する場合の地方交付税等による財政措置の創設

## 17 地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の確立について

(総務省、財務省)

地方創生・人口減少対策をはじめ、経済産業の振興・雇用対策、子育て支援、医療・介護の充実、人づくり、力強い農林水産業の実現、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 2019年度（平成31年度）以降についても、増嵩する社会保障関係費はもとより、地方創生・人口減少の克服のための施策を継続的に行っていくための歳出など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること
- 2 地方交付税の持つ財源保障・財源調整機能が十分発揮されるよう、法定率の引上げも含め、地方交付税の総額を拡充すること。また、累増する臨時財政対策債については、廃止も含めた抜本的見直しと償還財源の確実な確保に努めること
- 3 昨年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命として幼児教育無償化や待機児童の解消など、地方が重要な役割を担う施策が含まれていることから、国と地方の役割分担や負担のあり方を整理するにあたっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確保すること
- 4 我が国の厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえ、2019年10月において消費税・地方消費税の引上げを確実にを行うため、経済対策の着実な実施により、国・地方を通じた経済状況の好転を図ること  
また、消費税・地方消費税10%段階で導入されることとなっている軽減税率制度による減収分については、代替税財源等により確実に措置するなど、地方財政に影響を与えないようにすること
- 5 消費税・地方消費税10%段階に施行されることとなっている地方法人課税の偏在是正措置を確実に実施すること  
また、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討するにあたっては、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据え、地方団体の意見を踏まえて検討すること  
なお、偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するなど、実効性のある偏在是正措置とすること
- 6 自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税並びに自動車税におけるグリーン化特例の延長及び環境性能割の導入にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと  
また、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討にあたっては、仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること
- 7 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設にあたり、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税(仮称)の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう配慮すること
- 8 ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、救急等特有の行政需要に対応していること、また、都道府県・市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること

## 18 地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について

(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省)

東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、本県では、富山県地域防災計画を見直すとともに、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定を行うなど、地震・津波対策の拡充強化に取り組んでいる。

平成27年に、国において日本海地震・津波調査プロジェクトの研究成果や都市圏活断層図が公表されたが、研究成果等について速やかに地震調査研究推進本部において評価・公表し、地震・津波対策をより一層推進していただく必要がある。

また、学校や防災拠点となる庁舎などの施設や木造住宅の耐震化、消防団の充実強化を進めていくためには、国の支援が十分になされる必要がある。

さらに、本県では、これまでも集中豪雨などにより県内各地において甚大な被害が生じており、洪水対策に引き続き取り組んでいく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 魚津断層帯や砺波平野断層帯東部など確認されている断層のほか、日本海地震・津波調査プロジェクトや、都市圏活断層図で公表された断層等を含めた断層の実態に関する調査・研究の推進及び地震調査研究推進本部による長期評価等の早期公表
- 2 津波対策の推進
  - (1) 津波による被害を軽減するための観測体制の強化
  - (2) 津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究の推進
  - (3) 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
  - (4) 海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
- 3 災害に強い公立学校施設の整備の促進
  - (1) 学校の耐震化や防災機能の強化を推進するための予算の確保
  - (2) 避難所機能の整備に係る国庫補助の拡充
- 4 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、 $I_s$ 値0.3以上の建物について、 $I_s$ 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること
- 5 木造住宅の耐震化を促進するための予算の確保
- 6 消防団の充実強化を図るための消防団活動に協力的な事業所に対する財政支援
- 7 高精度レーダー網等を活用した高度な洪水予測システムの早期運用
- 8 緊急防災・減災事業については、恒久化のうえ、地方の実情を踏まえ、事業枠の拡充等を図ること

## 19 幼児教育・保育の無償化について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

少子化・人口減少が続くなか、子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という経済的理由が最も大きな要因となっている。

国においては、平成26年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組まれており、さらに昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化の方針が示されたところである。

本県では、これまでも、国や他の自治体に先駆けて、第3子以降の保育料の原則無償化や多子世帯向け融資の無利子化など子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んできたところであるが、子育て支援・少子化対策が喫緊の課題であることを鑑み、今年度から、一定の低所得世帯の第1子・第2子に対する保育料の無償化・軽減を行うこととしたところである。

については、国においても子育て家庭の経済的負担の軽減を一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

「新しい経済政策パッケージ」で示された「幼児教育の無償化」について、

- (1) 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化の着実な実施
- (2) 所得制限の引上げ等による、0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大
- (3) 国の責任における地方負担分も含めた安定財源の確保

## 20 少人数教育の充実等の教職員定数改善等について

(文部科学省、総務省)

学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するため、教職員配置の充実が急務となっている。

こうしたなか、国においては、小学校2年生の35人以下学級は引き続き加配定数を活用した措置とした一方、他の加配定数の一部を平成29年度から10年間で基礎定数化することとされた。

また、教員と教員以外のスタッフがそれぞれの専門性を発揮し、チームとして学校を運営する体制の整備が必要である。

本県では、少人数指導と少人数学級の組合せによる充実した少人数教育など、学校教育への多様なニーズに対応した、きめ細かな教育を積極的に推進している。小学校3、4年生では35人学級選択制を実施しており、併せて、少人数指導が後退しないよう、県単独の講師の配置についても、予算措置したところである。

については、地方の実情を十分に踏まえて、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 少人数教育を確実に推進するため、地方の実情を十分聞きながら学級編制の標準の見直しを進め、新たに少人数指導等を含む教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては、純増での定数改善と財源確保を図ること
- 2 多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること
  - (1) 少人数指導など指導方法の改善のための定数措置
  - (2) 理数教育等の充実のための定数措置
  - (3) 外国人児童生徒への支援のための定数措置
  - (4) いじめ、不登校等に係る生徒指導に伴う定数措置
  - (5) 統合校の運営を安定させるための経過的な定数措置
  - (6) 初任者研修指導教員の確実な定数措置及び財政支援措置の拡充
  - (7) 補習等のための指導員等派遣事業の拡充
- 3 チームとしての学校運営に必要な専門スタッフ配置に支援すること
  - (1) スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の拡充
  - (2) 部活動指導員配置のための財政支援措置の拡充
  - (3) 学校司書配置のための財政支援措置の拡充等

## 21 英語教育の充実について

(文部科学省、総務省)

小・中学校の新しい学習指導要領では、2020年度に小学校5・6年生における英語が教科化され、3・4年生における外国語活動が導入されることとなっている。また、今年度からの新学習指導要領の移行措置期間における小学校英語教育の授業時数増にも対応するため、国では英語専科教員を1,000人増員することとされた。

本県では、平成26年度から、モデル校に英語専科教員を配置し、専科教員を中心に、指導方法の工夫改善や教材開発、校内研修によるその他の教員の英語指導力の向上などを進めている。

今年度については、全国一となっている英語専科教員の配置について、拡充された国の加配定数を活用して新規38校に配置し、継続する22校とあわせて60校に拡充した。

また、中央研修の参加者等を講師にして、全小学校の中核となる教員を対象に、英語教授法などについて研修を進めているほか、教員採用選考検査においても、選考の基準を見直し、高い英語力を有した人材の確保に努めることとしている。

しかし、中央研修は平成30年度までとされているなど、教員の指導力向上など英語教育充実に向けた取組みに対する国の支援等は明確に示されていない。

については、英語教育を充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 学習指導要領の円滑な実施のため、小学校教員が自信をもって英語科の指導ができるよう、平成31年度以降も、小学校教員対象の中央研修を継続するとともに、研修内容を小学校での授業内容に対応したものとすること
- 2 英語教育充実のため、指導力の高い人材確保のための具体的な措置を講ずること
  - (1) 学習指導要領の全面実施に向けた英語の専科教員の配置などの定数措置の更なる拡充
  - (2) 学習指導要領の全面実施時における英語教員の基礎定数での配置

## 22 特別支援教育と生徒指導の充実について

(文部科学省、総務省)

平成28年4月1日より、障害者差別解消法及び障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の施行に伴い、インクルーシブ教育システムの充実に向け、特別支援教育の推進がこれまで以上に求められている。

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

本県では、これまでも、国の支援措置を活用し、特別支援学級や通級指導教室の増設、高等特別支援学校の開設など学びの場の整備を行っており、教員のキャリアステージに応じた特別支援教育に関する教員研修の充実と、国の事業を活用し、特別支援学校教諭免許状取得に向けた研修の拡充、合理的配慮の提供や校内研修の拡充のため、小中学校や高等学校を巡回し指導助言を行う指導員を配置等により、教職員の専門性の確保を図るなど、障害のある児童生徒の多様なニーズに対応した教育の推進に努めている。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められている。

については、特別支援教育及び生徒指導をさらに充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インクルーシブ教育の推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること
  - (1) 特別支援学級・通級指導等に係る教職員定数の確保及び学級編制の標準の引下げ
  - (2) 特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充
  - (3) 教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上策の継続、教員研修に対する支援の拡充
  - (4) 公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の充実
- 2 いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充するとともに、SNSを活用した相談事業への支援を継続すること

## 23 学校における働き方改革の推進について

(文部科学省、総務省)

生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請とも相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、教員の多忙化解消が急務となっている。

また、平成29年3月に改訂された小・中学校の新しい学習指導要領では、教材研究や学習評価の改善・充実が求められるとともに、小学校3～6年生において、標準授業時数を増加することとされている。

こうしたなか、国においては、学校における働き方改革に関する緊急対策がとりまとめられ、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に対する支援のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充措置が講じられた。

本県では、国の支援制度を活用し、新たに小中学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、中学校に部活動指導員を置く市町村を支援することとしている。また、部活動指導員については、部活動顧問の負担軽減効果が見込める県立高校に対しても県単独の措置により配置したところである。

さらに、スクールカウンセラーについては、国の目標を前倒しして全ての小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについても全ての中学校区に派遣するなど、学校における働き方改革の推進のため、積極的に専門スタッフ・外部人材の活用を図っている。

については、地方の実情を十分に踏まえて、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の拡充
- 2 部活動指導員配置のための財政支援措置の拡充
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援措置の拡充

## 24 独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の拡充について

(文部科学省)

政府関係機関の移転として本県から提案していた独立行政法人教職員支援機構（旧（独）教員研修センター）の研修機能の一部移転について、「キャリア教育指導者養成研修」が平成28年度から本県で実施されることになった。

平成29年度は、8月と10月の2回にわたり、各々5日間、富山市において開催され、全国46都道府県から194名が受講されたところであり、研修での事例発表等を通じて、中学校2年生が職場体験を行う「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業や、多くの高校生がインターンシップに参加していることなど、地域と連携した本県の特徴ある取組みを全国に発信することができたところである。

また、教員の多忙化解消に向け、7月に2日間、「校務の業務改善推進セミナー」が、富山市において開催され、全国38都道府県から154名が受講されたところであり、市町村教育委員会や学校関係者と連携した本県の先駆的な取組みを紹介することができたところである。

一方、本県では、英語教育においても、全国に先駆けて英語専科教員の小学校への配置や英語指導教員の指導力の向上に取り組んでいる。

については、次のとおり、教職員支援機構の研修機能移転の拡充について、格段の配慮を願いたい。

- 1 「キャリア教育指導者養成研修」及び「校務の業務改善推進セミナー」の継続開催
- 2 英語教育などの研修の拡大

## 25 私立学校の振興について

(文部科学省)

本県における私立学校に在学する生徒・園児の割合は、高等学校で約2割、幼稚園で約7割を占めており、私立学校は、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を積極的に展開し、本県の教育活動の発展に重要な役割を果たしているところである。

しかし、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や高等学校等就学支援金制度における所得制限の導入に伴う事務負担の増加、幼稚園における子ども・子育て支援新制度への対応が求められているところである。

こうしたなか、本県においては、全国トップクラスの経常的経費への助成や耐震補強工事に対する国庫補助への県単独の上乗せ補助の実施、さらには保育料や授業料等の減免に対して支援するなど、私立学校の振興に努めているところである。

国においては、平成26年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組まれており、さらに昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育の無償化及び私立高等学校の授業料の実質無償化の方針が示されたところである。

については、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、 $l_s$ 値0.3以上の建物について、 $l_s$ 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること
- 2 高等学校等就学支援金制度については、私立学校の負担を軽減するため、制度の運用改善及び事務費を含めた確実な財政措置を講ずること
- 3 幼児教育無償化及び私立高等学校の授業料の実質無償化については、国の責任において必要な地方財源を確保すること
- 4 専門学校生の経済的支援について、国の財政負担において実施する恒久的な制度とすること

## 26 奨学金制度の充実について

(文部科学省)

若者は我が国の将来を担う人材であることから、意欲ある若者が経済的な理由に左右されることなく学ぶ機会を確保できるよう支援していくことは重要なことであり、本県でも、大学生等を対象として県単独で無利子の奨学金制度を設けて対応しているところである。

こうしたなか、家庭の教育費負担が重くなっており、現在、大学生、大学院生のほぼ半数が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態である。

国においては、意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設、無利子奨学金の拡充など大学等奨学金事業の充実を図られ、また、昨年12月には「新しい経済政策パッケージ」において、支給額の増や非課税世帯に準ずる世帯への段階的支援など給付型奨学金の拡充などの方針が示されたところである。

一方、平成30年度進学者に係る推薦手続において、本県では、推薦枠を超える申請があり、基準を満たしながら推薦を受けられない生徒が多数出ており、生徒や学校現場からは、支援人数や支給額の拡充を切望する声があがっている。また、推薦枠が過去の貸与実績に基づき各学校に配分されることから、学校間で推薦倍率に大きな格差が生じている。

については、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず、安心して学べるよう、給付型奨学金の支給人数や支給額の大幅な拡充や学校間での推薦枠の柔軟な調整を可能とするなど、奨学金制度の更なる充実について格段の配慮を願いたい。

## 27 ICT教育の充実について

(文部科学省)

社会の変化が激しく、予測することが困難になる中、児童生徒一人ひとりに育成すべき課題解決能力や論理的思考力、情報活用能力などを育むための「学び」や、それを実現していくための「学びの場」を形成するためには、ICTを効果的に活用することが重要である。

このため、本県では、無線LAN整備やタブレット端末等の導入など、教育現場でのICT環境の充実を図るとともに、通信環境の見直しやセキュリティ対策の向上など、ネットワークの基盤整備に努めているところであるが、今後、ICT教育を一層推進するためには、教員の資質・能力向上のための研修等支援体制の整備や、教材を作成・配布し学校で広く取組が可能な事例の紹介・提示をすることにより、各校において教育効果を向上させるためのノウハウの集積を図ることが必要となっている。

については、学校教育におけるICT教育を充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

優れたICT教材及び指導方法の開発・提供や、教員のICT活用及び情報教育指導力向上のための研修の充実・支援

## 28 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 事前の合宿誘致等について

(文部科学省、スポーツ庁、内閣官房、日本オリンピック委員会、東京オリンピック組織委員会)

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、本県ではスポーツ行政の所管を教育委員会から知事部局に移管し、体制を強化するとともに、「2020東京オリンピック・パラリンピックとやま戦略会議」を設立し、オリンピック等の世界大会や全国大会で活躍するアスリートの育成や、国際基準を満たし、国際大会の開催や日本代表や海外選手団の合宿実績がある優れた練習環境や北陸新幹線開業により飛躍的に利便性が向上した交通アクセスを有し、火災・地震が少ない安心・安全な本県において、海外選手団の事前合宿の誘致、施設等のスポーツ環境の整備などに取り組んでいくことにしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 海外選手団の事前合宿や日本チームの強化合宿の誘致
- 2 ホストタウン推進への支援
- 3 本県を含めメダル獲得が期待できる選手の育成強化に対する支援  
NTC・JISSとの連携、指導者の派遣、技術的助言等

## 29 地方から世界に発信する芸術文化の振興について

(文部科学省)

国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域性豊かで多様性に富みレガシーの創出につながる文化プログラムを全国で実施していくこととしている。

全国初の芸術特区に認定された本県の県立利賀芸術公園では、40年超にわたって、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志）による世界演劇祭「SCOTサマー・シーズン」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、毎年夏には、20か国以上から演劇関係者250人以上、総参加者約1万人が利賀を訪れるなど、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

また、本県では、平成28年7月には、世界24か国・地域の次世代を担う子どもたちが参加する国際的な芸術文化活動である「とやま世界こども舞台芸術祭2016」の開催や、本年夏には、日本で唯一の公募ポスター展で、世界5大ポスター展の一つに数えられる「世界ポスタートリエンナーレトヤマ」を富山県美術館で開催するなど、地域の特色を活かして地方独自で取り組む国際文化交流事業を積極的に展開しているところである。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、そうした地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援や子どもたちへの幅広い文化芸術活動教育の充実が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、文化交流事業等への支援
- 2 世界各国から多くの人々が参加する国際的評価の高い、地方独自の国際文化交流事業への支援
- 3 文化芸術による地域の活性化事業や文化芸術活動教育の充実に対する支援



鈴木忠志演出「リア王」(利賀芸術公園：新利賀山房)



とやま世界こども舞台芸術祭2016オープニング公演「雪の女王」

## 30 「第9回シアター・オリンピックス」開催への支援について

(文部科学省)

全国初の芸術特区の認定を受けた県立利賀芸術公園は、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志）による世界演劇祭や「SCOTサマー・シーズン」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、毎年夏に約1万人が利賀を訪れるなど、アジアを代表する舞台芸術の拠点となっている。

こうした中、シアター・オリンピックス国際委員会において、世界最先端の舞台芸術作品の上演やワークショップ、シンポジウム等を実施する「第9回シアター・オリンピックス」を2019年夏に南砺市利賀などで開催することが決定され、富山県では官民挙げての実行委員会を立ち上げ、鋭意準備を進めているところである。

この取組みは、文化・芸術を活かした地域の活性化や国際交流の促進に大きく寄与するものであり、文化芸術立国の実現に向けた取組みの一翼をも担うことができるものである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 「第9回シアター・オリンピックス」開催への支援

#### 「第9回シアター・オリンピックス」の概要（予定）

- ・ 芸術監督：鈴木忠志氏（劇団SCOT主宰）
- ・ 日 程：2019年8月下旬～9月下旬
- ・ 開 催 地：南砺市（富山県利賀芸術公園）、  
黒部市（前沢ガーデン、セレネ）
- ・ 参加団体：約20か国から演劇などの団体が参加する見通し
- ・ 上演作品：約30作品

## 31 「国際北陸工芸サミット」への支援について

(文部科学省)

「国際北陸工芸サミット」については、昨年11月に「ワールド工芸100選」展を富山県美術館で開催するとともに、欧米・アジアの7か国・1地域から招へいた専門家らによるシンポジウムを富山、高岡両市内において開催したほか、関連催事として「北陸伝統工芸品展」を実施したところである。また、あわせて実施した「国際北陸工芸アワード」では34か国・1地域から403作品の応募があり、県内の若手作家2人が入賞し、うち1人は最優秀賞に輝いたところである。

文化庁と工芸の一大産地の一つである北陸三県が連携協力し、北陸の工芸の魅力を世界に発信するための様々な事業を広域的に展開する「国際北陸工芸サミット」を、北陸三県では2021年度まで開催し、新たに富山県では、このサミット開催の成果を踏まえ、「国際工芸アワードとやま」(仮称)の開催を目指すこととしており、文化芸術資源を活用した伝統工芸品産業の振興や地域の活性化を図ろうとしているところである。

この取組みは、工芸を中心とした魅力ある地域づくりや国内外への強力な発信に大きく寄与するものであり、次の事項について引き続き格段の配慮を願いたい。

- 1 「国際北陸工芸サミット」を北陸三県で開催するため、予算の十分な確保及びその成果を踏まえた事業展開への支援
- 2 富山県での開催の成果を検証し、新たに開催を目指す「国際工芸アワードとやま」(仮称)への支援

## 32 工芸、建築、デザインなどに関する国際的な拠点づくりの推進と富山県美術館との連携の促進について

(文部科学省)

国においては、「文化芸術立国プラン」において、貴重な各種文化資源を保存継承するアーカイブの在り方を総合的に検討するなかで、工芸、建築、デザイン、メディア芸術など、日本の強みを活かす“国際的な拠点”づくりを推進することとしている。

昨年8月26日に全面開館した富山県美術館は、前身の近代美術館の開館当初からの理念を継承し、発展させるとともに、デザインの視点を積極的に取り入れ、美術とデザインとの関係を見直し、両者をつなぐ場とすることを目指しており、昨年11月には、「国際北陸工芸サミット」でのメイン会場として、「ワールド工芸100選」展を開催したところである。

富山県美術館は、これらのすぐれた特長を活かしつつ、新たな時代の潮流にも留意した国内外に発信力のある美術館として、日本の強みを活かす“国際的な拠点”とネットワークを形成し、そのなかで重要な一翼、一端を担いたいと考えている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 工芸、建築、デザインなど、日本の強みを活かす国際的な拠点づくりとその拠点を中心としたデザインに関する全国的なネットワークの構築
- 2 日本の強みを活かす国際的な拠点と富山県美術館との連携の促進

## 富山県美術館



建物外観



ホワイエ



タッチパネルのポスターデジタル表示

### 33 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の 世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省、国土交通省、環境省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年9月、文化庁において、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」として位置づけられた。

昨年11月には、常願寺川流域にある本宮堰堤と泥谷堰堤が、我が国を代表する近代砂防施設として、既に指定されている白岩堰堤と合わせ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

さらに、昨年12月には、日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」にも3番目と上位で選定されたところである。

「立山・黒部」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪であるなど土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた「防災大国日本のモデル（防災遺産）」であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。現在まで、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究や国際フォーラム、インタープリメント2018の開催など、世界文化遺産登録推進に向けた様々な取組みが進められている。

これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
- 3 立山カルデラ現地視察など立山砂防の歴史的・文化的価値の啓発活動に対する支援
- 4 日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）



白岩堰堤



泥谷堰堤



本宮堰堤

## 34 ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

(文部科学省)

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、  
「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・  
鉦・屋台行事」について、ユネスコ無形文化遺産へ登録されたところ  
である。

これらの行事は、いずれも本県の歴史と文化を解明する上で重要な  
伝統文化であり、これまで国の支援をいただきながら県・市・保  
存団体等が協力して、保存と継承に努めてきた民俗文化財である。

については、これら3件のユネスコ無形文化遺産の行事をはじめと  
した本県の文化遺産の保存に係る支援と国としての情報発信につい  
て、格段の配慮を願いたい。

- 1 ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン  
行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」の保存修理への支援継続
- 2 ユネスコ無形文化遺産等の国内外に向けた情報発信



### 高岡御車山祭

〔400年にわたり受け継がれ〕  
〔てきた絢爛豪華な祭り〕



### 魚津のタテモン行事

〔三角形のタテモンを曳き回す〕  
〔航海安全・大漁祈願の祭り〕



### 城端神明宮祭の曳山行事

〔神輿に鉾・曳山・庵屋台を伴〕  
〔う地域色豊かな祭り〕

## 35 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年9月、文化庁において、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」として位置づけられた。

「近世高岡の文化遺産群」は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残されており、さらに城下町から宗教的要素を取り入れながら商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在するなど極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町の国重要伝統的建造物群保存地区選定、有磯海の国名勝指定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化の日本遺産認定がなされ、さらに一昨年11月には、「高岡御車山祭」が世界の宝としてユネスコ無形文化遺産に登録され、また、昨年11月には、「菅笠」が伝統的工芸品に指定されたところである。

そうした中、近世の由緒ある歴史的な町名の復活や高岡御車山会館の設置など、まさに歴史都市にふさわしい様々な取組みが進められている。とりわけ、国指定重要文化財「勝興寺」では大規模な保存修理事業が着実に進められ、加えて、国史跡「高岡城跡」の整備が本格的に開始されるなど、さらに資産の価値の充実が図られているところである。

これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 国指定重要文化財「勝興寺」の本坊等保存修理事業の推進  
第2期保存修理事業計画 2005～2020年度、総事業費5,172百万円
- 3 高岡城跡など国指定文化財の保護への支援
- 4 日本遺産に認定された高岡への支援
- 5 菅田の重要文化的景観及び吉久地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（重要文化財）



○ 金屋町（重要伝統的建造物群）



○ 山町筋（重要伝統的建造物群）



○ 瑞龍寺（国宝）



## 36 富山型デイサービス(共生型サービス)の全国への普及による地域共生社会の構築について

(厚生労働省)

本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“地域共生社会の実現”を目指し、富山型デイサービスなどの地域に密着した小規模施設の整備を推進している。

このため、これまでも国に対し支援の充実を要望してきたところ、昨年、富山型デイサービスがモデルとなった「共生型サービス」が法律上位置付けられ、平成30年度より、送迎加算等の各種加算を算定することができるなど報酬体系が見直され、サービスが開始されたところである。

富山型デイサービスは、高齢者、障害者、乳幼児など多様な利用者が交流することから、高齢者や障害者にとっては日常生活の改善などの効果、乳幼児にとっては他人への思いやりを身に付ける効果などがあり、本県のみならず全国各地に広がりを見せているが、まだ十分に普及している状況ではない。

については、次の事項について、格段の配慮を願いたい。

- 1 共生型サービスの制度化を契機に、全国への普及が図られるよう、自治体、事業者等に対する一層の啓発
- 2 高齢者と障害児者を同時にケアする共生型サービスを提供する事業所を対象とした人材育成研修など、サービスの質の向上に対する支援
- 3 富山型デイサービス（共生型サービス）が一層の安定運営を図ることができるような報酬体系の充実強化

## 37 発達障害児者への支援の充実について

(厚生労働省)

発達障害については、できる限り早期に発見し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする必要がある。このため、県内市町村では早期発見やその後の指導、支援に努める一方、本県においても、発達障害児者への支援を総合的に行う拠点として富山県発達障害者支援センターを設置するとともに、保健師、保育士など支援者向け研修の実施や保健、医療、福祉など関係機関との連携を図っている。

また、発達障害に関する診療ニーズが高まる中、本県では、平成28年1月に開設した「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」において児童精神科医療の充実に努めているほか、発達障害に関する国の研修を受講する医師への支援を行っている。しかし、本県のみならず全国的に見ても、児童精神科医など発達障害に専門的に対応できる医師の十分な確保が困難な状況にある。さらに、市町村では乳幼児健診において発達障害のスクリーニングやその後の支援を実施しているが、その実施方法は市町村に委ねられており、ばらつきが生じている。

このため、支援者の育成や専門医師の確保に加え、専門医と小児科医など地域のかかりつけ医等との連携による発達障害への対応力の向上や支援体制のさらなる充実が急務となっている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 発達障害児者に対してできる限り早期に身近な地域で適切な支援を行えるよう、支援者の育成や専門医と地域のかかりつけ医など関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること
- 2 発達障害児者が医療機関において適時適切に診療等を受けられるよう、国が責任をもって専門医師の養成に取り組むこと
- 3 市町村における乳幼児健診の精度向上と標準化を推進すること

## 38 障害者のニーズに即した福祉施策の充実について

(厚生労働省)

障害のある人が住み慣れた地域において安心して暮らすためには、障害者のニーズに対応した、適切で安定した福祉サービスの提供が必要である。

国において、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定、障害者総合支援法の改正など、障害者制度改革が進められているが、その推進にあたっては、障害者や事業者、地方公共団体の意向が十分に反映されることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域生活支援事業等に係る補助金については、対象事業の増加に伴い事業費も増大していることから、各地方公共団体が障害者のニーズにきめ細かく対応することができるよう、その取組みに必要な所要総額を確保すること
- 2 障害者が地域で共に暮らせるよう、住まいの場である共同生活援助〈グループホーム〉や、日中活動の場である生活介護や就労継続支援B型などの整備について、地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
- 3 重度の障害者が加齢等により回復が見込めない状態になっても、地域で安心して暮らせるよう、一般診療の自己負担額について、後期高齢者医療制度と同様に負担能力等に応じた負担制度とすること
- 4 「障害者総合支援法」等に基づくサービス・制度の創設や改正等にあたっては、障害者や事業者、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、施行に支障がないよう地方公共団体等の準備期間の確保に配慮した早期の情報提供や必要な財源措置を講ずること
- 5 一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため
  - (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修に職員を参加させる事業者の負担軽減を図ること
  - (2) 支援員、世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
  - (3) 利用者に対し効果的な支援を提供した事業所や地域の人材養成において指導的な役割を果たした事業所に対する報酬上の評価をすること

## 39 医療・介護連携による地域包括ケアの推進など 高齢者施策の充実について

(厚生労働省)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、本県では、「在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実」「認知症高齢者施策の推進」等を重点項目に掲げ、「富山型デイサービス施設」への支援など、多様なサービス基盤の充実を努めているところである。

今後も、高齢化の一層の進展に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、第7期介護保険事業計画期間（2018～2020年度）においても、2025年を見据えながら、高齢者施策のさらなる充実を図っていくことが必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 在宅医療・介護の提供体制構築、地域密着型介護サービス基盤の整備、介護人材の確保など、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを推進するため、「地域医療介護総合確保基金（介護分）」における、
  - (1) 国庫補助事業等からの財源振替分も含めた必要額の確保
  - (2) 地方が中長期的な計画のもとで創意工夫を発揮できる明確な配分基準の策定と弾力的な運用
- 2 認知症高齢者の増加に対応するため、認知症疾患医療センターの運営事業費補助金の確保等、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づく施策を推進するための財源の確保
- 3 2019年10月の消費税率引上げに当たっては、介護サービス施設・事業所の負担増や利用者のサービス水準の低下につながることをないよう、介護報酬の改定や区分支給限度基準額の引上げなどの適切な措置
- 4 介護人材の確保・定着を図るため、処遇改善加算のさらなる充実と介護従事者の職場環境の改善を図る施策の推進
- 5 介護従事者の業務負担軽減を図るため、地域医療介護総合確保基金で実施する介護ロボット導入支援事業のさらなる拡充と、介護ロボットの導入効果を踏まえた介護報酬の加算の充実

## 40 医療提供体制の改革について

(厚生労働省)

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に医療介護総合確保基金が造成され、この基金は、国及び地方分の消費税増収分を充当するとされ、基金で行う事業は、地域医療を維持するためにこれまでも継続的に取り組んできたものであって、地域医療の維持・充実のために重要なものである。

本県においては、急性期機能病床から回復期機能病床への転換が着実に進んでいる中、今後、在宅医療の推進や医療従事者の確保に重点的に取り組む必要がある。

しかしながら、当該基金は医療分と介護分に区分され、医療分においては、さらに3つの事業区分に分かれ、ある事業区分における配分額が不足する場合、他の事業区分の基金残高を流用（調整）できず、柔軟な仕組みとなっていない状況である。

また、医療提供体制推進事業費補助金については、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、効率的で質の高い医療を提供するために必要な事業の推進に不可欠である。

さらに、2019年10月の消費税増税に伴い増加する医療機関における控除対象外消費税は、病院経営を大きく圧迫することから、地域医療の維持・充実が困難となることが懸念される。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 医療介護総合確保基金については、
  - (1) 在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）及び医療従事者の確保（事業区分Ⅲ）において、要望額（必要額）に応じた配分とすること
  - (2) 病床の機能分化・連携（事業区分Ⅰ）が進んでいる都道府県には、事業区分Ⅱ及びⅢへ重点的に配分すること
  - (3) 事業区分Ⅰの基金残高から事業区分Ⅱ及びⅢへの区分間の流用（調整）など、柔軟に活用できる制度とすること
- 2 医療提供体制推進事業費補助金については、効率的で質の高い医療を提供するために必要な事業の推進に不可欠であり、事業の安定的な実施のため十分な財源を確保すること
- 3 医療法の改正により、県が医師の確保、偏在対策に取り組むこととなるが、国においては不足が見込まれる診療科医師の都道府県間の偏在調整等について責任を持って行い、各都道府県が地域の実情を反映した実効性のある医師確保計画を策定できる制度とするとともに、必要な支援を行うこと
- 4 地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、質の高い看護師の確保に対する支援を行うこと
- 5 2019年10月の消費税率の引上げに対応し、医療現場の負担とならないよう、診療報酬の改定など、適切な措置を講ずるとともに、引上げに伴う消費税増収分については、医療介護総合確保基金に充当できるよう財源措置を行うこと

## 41 ドクターヘリを活用した高度救急医療体制の 充実強化について

(厚生労働省、国土交通省)

富山県ドクターヘリは、平成27年8月24日に運航を開始して以来、昨年度は660件の出動があり、治療開始時間の短縮や救命率の向上、後遺症の軽減などに大きな効果を発揮している。

一方で、本県に限らず、全国各地で運航しているドクターヘリは、有視界飛行であり、夜間や一定の悪天候時でも安全に運航できる計器飛行については、通信・監視体制等のインフラ整備がなされていないため、実現していない。

ドクターヘリの運航は、乗員の安全確保は大前提であるが、危機に直面している人命を救助することが最大の役割であることを踏まえ、その活躍の場を広げることは重要であり、計器飛行の実現が必要となる。

また、ドクターヘリにより病院に搬送された患者に適切な治療を行うことが必要であり、高度な技術を身につけた救急医を育成・確保することは重要である。

については、ドクターヘリを活用した高度救急医療体制の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 ドクターヘリが夜間や一定の悪天候時においても安全に運航できる計器飛行の実現に向けたプロセスを明確にすること
- 2 高度な技術を身につけた救急科専門医等の育成・確保に対する支援を行うこと

## 42 がん対策の推進について

(厚生労働省)

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡者の占める割合は高く、特にがんは、我が国の死亡原因の第一位であり、現在では、その約3割を占めるに至っており、人口減少社会において働き盛りの世代のがん死亡は、社会経済的にも大きな問題となっている。

このため、本県では、「県がん対策推進計画」を見直し、がん検診の充実や受診率向上への取組みの強化を図るとともに、県民が地域において、適切ながん医療を享受できるよう、がん診療連携拠点病院をはじめとした診療体制の充実に努め、治療の初期段階からの緩和ケアの提供やがん患者とその家族への支援体制の充実等に取り組んでいるところである。

については、がん対策の充実強化を図るため、次の事項の実現を求める。

- 1 がん検診受診率向上対策の一層の充実によるがんの早期発見・早期治療のため、
  - (1) がん検診の総合支援事業の継続や実施体制の整備
  - (2) 医療保険者・事業主のインセンティブ制度の充実によるがん検診受診の促進
- 2 がん医療の一層の充実強化のため、
  - (1) がん診療連携拠点病院に対する財政支援の充実
  - (2) がん医療を担う手術療法や放射線療法、薬物療法、緩和ケアを専門的に行う医師等養成のための環境整備
  - (3) 小児・AYA世代がん患者が適切な医療や支援が受けられる体制の整備
- 3 がん患者支援のため、  
働く世代のがん患者の治療と職業生活の両立支援の充実

## 43 健康寿命延伸対策の充実について

(厚生労働省、消費者庁)

健康寿命の延伸には、食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防や、健康診断受診率の向上等による早期発見・早期治療等が大変重要である。

このため、国では「ニッポン一億総活躍プラン」の「安心につながる社会保障」の一つとして、国全体として取り組む重要課題に位置付けられているところである。

本県では、健康寿命日本一を目標に掲げ、社会全体で健康寿命延伸に向けた取組みを推進する機運を醸成することに加え、地域や職域単位で健康づくりの取組みを行っているところである。具体的には、主要な生活習慣病の予防になるといわれる、「減塩」、「野菜摂取」、「運動」について、重点的な取組みを行い、生活習慣の改善を強化するとともに、疾病対策として糖尿病重症化予防に取り組んでいるところである。

ついては、健康寿命の延伸に向けた施策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 健康寿命の延伸のためには、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支える機運の醸成が重要であり、国においても情報発信・普及啓発をさらに充実すること
- 2 生活習慣病予防としての減塩対策には、望ましい食塩摂取量を明示するなど産業界の協力が必要不可欠であり、国において産業界と十分連携した施策を推進すること
- 3 糖尿病性腎症の重症化予防プログラムを効果的に取り組むための人材育成を推進すること
- 4 科学的根拠に基づいた各種施策の企画立案のため、国における特定健診データの分析結果を早期に地域に還元するとともに、各保険者が所有するデータを利活用できる仕組みを構築すること

## 44 医薬品産業の振興について

(厚生労働省、文部科学省)

社会保障制度の持続性の確保等のため、薬価制度の抜本改革が行われるなど、今後、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化することが予想される。本県の医薬品産業が更に発展を続けていくためには、バイオ医薬品等の新たな成長分野への参入や技術力の更なる向上、人材の育成、海外市場への進出などにより、高付加価値な製品の開発等を推進していくことが重要である。

富山県の医薬品産業は長い伝統と高い製造技術を有し、現在では国内トップクラスの製造拠点となっている。県では、医薬品産業の更なる振興のため、県薬事総合研究開発センターに最先端の分析機器を備えた「創薬研究開発センター」を整備するとともに、バイオ医薬品等の高付加価値な製品の研究費助成等の開発促進を行うほか、製薬企業の製造技術力強化、国際展開の促進、配置薬業の振興及び薬用植物の試験栽培等にも努め、地域ひいては日本の成長を牽引していく、世界に羽ばたく「薬都とやま」の実現を目指している。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新たな医薬品開発のための試験研究に係る税制優遇等の支援充実
- 2 国立成育医療研究センター及び医薬基盤・健康・栄養研究所と連携して行う付加価値の高い医薬品の研究開発への支援
- 3 生薬の安定的な確保のため、
  - (1) 国立医薬品食品衛生研究所と実施する生薬エキス剤に係る共同研究への支援
  - (2) 国内における薬用植物の優良種苗の確保・供給や栽培技術の確立等への継続的な支援
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの体制強化と、本県でのGMP研修や医薬品審査研修等の実施拡充
- 5 300年を超える歴史と伝統に培われた富山県の配置薬業関連文化財群の日本遺産への認定

## 45 食中毒被害者に対する支援策の実施など食品の 安全安心の確保について

(厚生労働省)

平成23年4月下旬に、県内外において生肉（ユッケ）を提供したことによる食中毒事件が発生し、深刻な事態となった。

この食中毒事件発生直後に本県からの要望を踏まえ、同年10月から、食品衛生法第11条に基づく生食用食肉の規格基準が施行された。さらに、平成24年7月から牛レバー、平成27年6月から豚肉の生食が禁止されるなど、安全性の確保が図られたところである。

しかし、食品流通の広域化、営業形態が大規模化している中で、大規模な食中毒が発生しており、今後もこのような大きな被害をもたらす食中毒が全国的に発生することも危惧される。

また、食中毒や異物混入等の食品事故の未然防止だけではなく、食品製造加工の高度化や食品流通の広域化、グローバル化が進む中で、国内産食品の輸出促進につなげるためにも、食品の安全管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）の導入が必須となっている。

国におかれては、食中毒が発生した場合における被害者救済を万全のものとするとともに、現在、検討が進められているHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化を地域において円滑に推進するため、次の事項について早急に必要な措置を講じられるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 食中毒が一定程度の頻度で発生し、健康被害をもたらすことに鑑み、食品等事業者を対象とした強制加入の賠償責任保険制度の創設を検討するとともに、任意の賠償責任保険への加入促進対策を実施するなど、被害者救済のための方策を講じること
- 2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に向けて、制度内容を早急に明確化するとともに、中小規模の食品等事業者が適切かつ円滑に導入できるよう財政措置をはじめとした支援策を整備すること

## 46 農林水産業の競争力強化と成長産業化の実現について

(農林水産省)

日EU・EPAの交渉妥結やTPP11の署名が行われるなど、経済のグローバル化が進展するなか、我が国の農林水産業が、成長産業として持続的に発展していくためには、今後の国際貿易交渉の行方いかんにかかわらず、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組むことができるよう、一層の体質強化を進めていくことが重要である。

こうしたなか、国におかれては、「農業競争力強化プログラム」に基づき、更なる農業の競争力強化と「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」をはじめとする成長産業化に向けた取組みを一層推進していくこととされており、本県においても、拡大する海外市場への県産農林水産物等の輸出促進に向けた取組みなどを進めているところである。

については、これらのさらなる促進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国際貿易交渉にあたっては、米をはじめとした重要品目を関税撤廃の対象から除外するとした従来からの方針を堅持するとともに、国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、国民の不安・懸念を払拭するよう万全を期すこと
- 2 国の農林水産物等の輸出目標「2019年1兆円」の達成に向け、諸外国における輸入検疫条件等の改善を図るなど、オールジャパンでの取組みに加え、地域の特色を活かした輸出促進方策の拡充を図ること
  - (1) コメの輸出促進に向けた施策の充実
    - ・戦略的プロモーション活動の推進と、コメの新市場開拓を対象とした産地交付金（2万円／10a）に係る予算の確保
    - ・中国向け輸出の条件となる指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大
  - (2) 「JFOODO」による、意欲ある地域や事業者と連携した取組みの推進
  - (3) 輸出促進に向け、販路の拡大や新たな商品開発、輸送コストの低減等による競争力強化に取り組む事業者への支援の充実
  - (4) 国際競争力を強化するため、国際認証取得に向けた支援の拡充
- 3 主要農作物種子法の廃止後においても、民間育成品種も含め、原種の供給や生産物の審査など、優良な種子の生産に果たす都道府県の役割を担保する財源措置を確保すること
- 4 ドローンを用いたリモートセンシング技術による栽培管理の効率化や自動走行できる畦畔の除草ロボットなど、ICTやロボット技術を活用したスマート農業に係る技術開発を促進すること

## 47 地方の実情に即した水田農業政策の充実について

(農林水産省)

国では、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業・農村の所得倍増や米政策の改革が推進されている。特に平成30年産米からの行政による生産数量目標配分の廃止への対応は、水田農業を主体とする本県にとって、今後を左右する極めて重要な課題であり、農業者からは、米価低下等への不安の声が聞かれる。

こうした中、本県では、30年産以降も、需要に応じた米生産と大豆や園芸作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向けて、県全体としての米政策の対応方針の策定・周知や地域農業成長産業化戦略の策定・実践への支援など、県独自の施策も展開しながら、積極的に取り組んでいるところである。

については、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 今後とも、米政策の推進にあたっては、国の責任のもと、米の需給と価格の安定を図るために必要な措置や米・米粉の需要拡大対策の強化など適切に対応すること
- 2 水田のフル活用を推進するため、経営所得安定対策等の予算の確保・充実を図ること
  - (1) 大豆や麦、飼料用米等の生産拡大を推進するための、戦略作物への助成予算の確保
  - (2) 地域の実情に即したタマネギ、エダマメ、ハトムギ等の地域振興作物等の生産振興を図るための、産地交付金の十分な予算確保と配分
  - (3) チューリップ球根生産の大幅な省力化のための支援の継続実施
- 3 強い農業づくり交付金や産地パワーアップ事業、園芸作物生産転換促進事業など、園芸等の産地の育成・広域化に向けた機械・施設整備のための予算を拡充すること

## 48 意欲ある担い手の農業経営の確立について

(農林水産省)

本県では、効率的かつ安定的な担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、全国に先駆けて組織化を推進してきた集落営農の経営基盤の強化や、中山間地域等での農地集積・集約化の促進、複合化など収益性の高い「とやま型農業経営モデル」の実践による担い手の所得増大、畜産経営の基盤強化、とやま農業未来カレッジによる後継者育成、農作業の省力化や後継者への技術継承に積極的に取り組んでいる。

一方、国では、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、農業競争力強化プログラムに基づき、次世代を担う農業者を育成するための施策を総合的に講じることとされている。また、農業経営のセーフティネットとして、平成31年産から、収入保険制度の運用開始が予定されている。

については、次世代を担う農業者が意欲をもち、将来に希望をもって安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 集落営農組織や個別経営体の経営基盤を強化し、収益性の高い農業経営を実現するため、担い手確保・経営強化支援事業等を継続し十分な予算を確保するなど、農業用機械の導入や施設整備等に対する支援を充実すること
- 2 農地中間管理事業について、地方負担の軽減や手続きの簡素化を図るとともに、中山間地域等で経営規模を拡大する担い手への支援を拡充すること。また、機構集積協力金制度の安定的な運用と十分な予算を確保し配分すること
- 3 若者等の就農意欲の喚起と定着を図るため、農業次世代人材投資資金の十分な予算確保や年齢制限の緩和等を図るとともに、経営能力向上のための農業経営塾等養成機関に対する支援を拡充すること
- 4 収入保険制度について、自然災害など個々の努力では避けられない収入減少を基準収入の算定から除外するなど農業者が活用しやすい制度とするとともに、予算の確保を図ること
- 5 畜産農家の経営基盤強化に向けて、畜産クラスター事業の予算の確保・拡充を図ること

## 49 農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

(農林水産省)

農山村地域は、農業生産活動等を通じて、安全・安心な食料の供給、国土や自然環境の保全、優れた伝統文化の継承等の多面的な役割を担っているが、高齢化や人口減少の進行による担い手不足から、集落機能の低下や荒廃農地の増加が危惧されるほか、イノシシ等鳥獣被害への対応など、様々な課題が顕在化している。

このため、本県では、日本型直接支払制度を活用し、中山間地域における荒廃農地の発生防止や農業用水等の地域資源の維持・保全を図っている。また、国交付金や県単独事業による鳥獣被害対策の強化、さらには都市農山村交流事業や地域資源の活用による地域の活性化にも積極的に取り組んでいるところである。

については、農山村地域等の振興を図るためには、高齢化や人口減少の進行等の課題を踏まえた、総合的な対策の推進が不可欠となっていることから、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本型直接支払制度の充実
  - (1) 水路等の老朽化が著しく進んでいることから、多面的機能支払制度に係る長寿命化対策の実施に必要な予算の確保と十分な配分
  - (2) 中山間地域等直接支払制度に安心して取り組むため、今後の継続的な活動に必要な予算総額の確保
- 2 鳥獣被害の広域化、深刻化を踏まえ、地域の取組みの推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る予算の確保と十分な配分
- 3 人口減少や高齢化、担い手不足などの厳しい状況に置かれている中山間地の農業の維持・活性化や所得向上に向けた総合的な支援の継続と予算の十分な配分
- 4 田園回帰の動きをとらえた都市農山漁村交流や、地域資源を活用した所得向上の取組み推進のため、農山漁村振興交付金の予算の確保と要望に対応できる十分な配分

## 50 農業農村整備事業の推進について

(農林水産省)

農業農村整備事業は、食料の供給、農業・農村の多面的機能や農村地域の活性化など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業競争力強化及び国土強靱化を実現するうえで極めて重要な役割を担っており、その推進が求められている。

また、国際貿易交渉等を踏まえ、農業の体質強化のための農地整備の推進が求められるとともに、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しており、農村の防災減災対策が喫緊の課題となっている。

さらに、農地集積の進展に伴い、近年は、土地持ち非農家が急速に増加し、土地改良区の運営体制をめぐる情勢の変化への対応が必要とされている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国民のいのちや暮らしを支え、強い農業の基盤づくりを実現する農業農村整備事業の予算を十分に確保すること
  - ・農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化対策及び水管理のICT化等を実現し、担い手への農地の集積・集約化を推進する農地中間管理機構関連農地整備事業などの農業競争力強化基盤整備事業の予算確保
  - ・農業用水を利用した小水力発電やきめ細やかな整備を推進する農山漁村地域整備交付金等の予算確保
- 2 農地と県民生活の安全を守る農地防災事業等の推進
  - ・国営施設機能保全事業「射水平野地区」の推進
  - ・国営施設応急対策事業「早月川地区」の推進
  - ・国営附帯県営農地防災事業「庄川左岸三期及び四期地区」の推進
  - ・ため池等の農業水利施設の耐震・安全対策の推進
- 3 高収益作物の導入やスマート農業の実現などにより大幅な農業所得の向上を目指す農業経営モデルの構築に向けた大規模な基盤整備の推進
  - ・国営緊急農地再編整備事業「水橋地区」の事業化に向けた地区調査の採択
- 4 土地改良法の改正による組合員資格や運営体制等の土地改良制度の見直しを踏まえ、制度の浸透を図るとともに、土地改良区の実態を踏まえた制度の円滑な実施についての支援

## 51 水産業振興対策の推進について

(農林水産省)

水産業を取り巻く環境は、漁業従事者の高齢化、後継者の不足や魚価の低迷など厳しい状況の中、太平洋クロマグロの資源量の減少に伴い、7月にはTAC制度が沿岸漁業に導入され、本県においても、ブリの漁獲量の減少をはじめ主要魚種の漁獲変動が大きく、漁業経営の先行きは不透明な状況にある。

また、東日本大震災での甚大な被害に限らず、高波による漁港施設、漁港海岸施設の災害や、豪雨による流木被害が発生している。

こうした中、富山湾及びその周辺海域の多様な水産資源の持続的利用と豊かな食生活を支える安全で良質な水産物の供給を目標に、富山湾の特性を活かした「つくり育てる漁業」の一層の推進、衛生管理機能を向上させた漁業生産基盤の整備、良好な漁場の維持や漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

については、本県における水産業の振興、発展のため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本海における水産資源の持続的利用のための対策の実施
  - (1) 定置網漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導
  - (2) ブリなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進と研究連携の継続
- 2 TAC制度の導入に伴うクロマグロ資源管理方策の改善
  - (1) 小型魚における定置網等の沿岸漁業と沖合漁業の漁獲枠配分の見直しや定置網漁業者の理解が得られる漁獲枠融通の枠組みの構築
  - (2) 定置網漁法における小型魚の放流技術開発の加速化と県の実施への支援
  - (3) 漁獲抑制のための休漁等の措置に伴う漁業収入安定対策の拡充
  - (4) 大型魚において漁獲枠を超えるおそれがある場合の水産庁留保枠の迅速な追加配分
- 3 水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金の予算の確保
  - (1) 漁業生産の拠点となる漁港等水産基盤の整備及び機能保全対策の計画的な推進
  - (2) 漁港漁村の高波対策としての漁港海岸施設の機能強化保全対策の計画的な推進

## 52 森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充 について

(農林水産省、総務省)

本県では、災害に強い山づくり、間伐等の森林整備やその基盤となる路網整備、高性能林業機械の導入や木材加工施設の整備の促進に加え、一昨年9月、県産材利用促進条例を制定し、公共施設の木造化や県産材を使った住宅の建設促進など、地域の森林資源を活用した林業の成長産業化に向けた施策を幅広く推進している。

また、本県独自の財源である「水と緑の森づくり税」を活用し、健全で多様な森づくりを進めるとともに、本県が全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及、さらに、森林整備法人の経営改善についても積極的に取り組んでいる。

一方、国では、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集約化するとともに、経済的に成り立たない森林は市町村自らが管理する「新たな森林管理システム」の平成31年度からの実施に向け、森林経営管理法案が今国会で審議されており、これを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するとされている。

ついては、本県の森林・林業の再生のための事業等の計画的な推進に支障がないよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設にあたり、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう配慮すること
- 2 森林吸収源対策を促進し、健全な森林の育成・保全を図るため、森林整備事業や治山事業の計画的な推進
  - (1) 間伐等の森林整備を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算の確保
  - (2) 林業の生産基盤となる林道整備を推進するため、森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の予算の確保
  - (3) 流木災害の発生を防止するため、復旧治山事業等の予算の確保
- 3 林業の成長産業化を図るため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の計画的な推進と拡充
  - (1) 間伐に必要な路網整備予算の確保と間伐等における未利用材の流通経費に対する支援の拡充
  - (2) 高齢級人工林の主伐の際に林内に放置される低質材の搬出経費に対する支援の実施
  - (3) 木造公共施設の整備を推進するため、交付率の引上げなど支援を拡充するとともに、国産材を使用した住宅の新築・増改築に対する支援の実施
- 4 森林整備法人への支援措置の拡充強化
  - (1) 公庫つなぎ資金の無利子枠の適用と貸付制度及び償還期間の延長
  - (2) 県の公社支援に対する地方財政措置の拡充

# 森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充

## 森林の有する多面的機能の発揮

安全で快適な国民生活等の実現のため、水源かん養や国土保全、二酸化炭素の吸収源など、多面的機能を有する森林の適切な整備を推進

## 林業の成長産業化

間伐等の森林整備やその基盤となる路網、高性能林業機械の整備、木材の利用拡大を図る木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備を推進

## 健全で多様な森づくりの推進

生活に密着した里山の再生整備、風雪被害林や過密人工林の針広混交林化、ボランティア活動への支援、森林環境教育の実施

※森づくり税による事業



治山施設による事前防災・減災対策

間伐等の森林整備

生産基盤となる林道整備

木質バイオマス発電施設の整備

公共建築物の木造化

## 森林整備事業や治山事業の計画的な推進

- (1) 間伐等の森林整備を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算の確保
- (2) 林業の生産基盤となる林道整備を推進するため、森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の予算の確保
- (3) 流木災害の発生を防止するため、復旧治山事業等の予算の確保

## 森林整備法人への支援措置の拡充強化

- (1) 公庫つなぎ資金の無利子枠の適用と貸付制度及び償還期間の延長
- (2) 県の公社支援に対する地方財政措置の拡充

## 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の計画的な推進と拡充

- (1) 間伐に必要な路網整備予算の確保と間伐等における未利用材の流通経費に対する支援の拡充
- (2) 高齢級人工林の主伐の際に林内に放置される低質材の搬出経費に対する支援の実施
- (3) 木造公共施設の整備を推進するため、交付率の引上げなど支援を拡充するとともに、国産材を使用した住宅の新築・増改築に対する支援の実施

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設にあたり、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう配慮すること

## 53 地方発イノベーションによる産業の高度化について

(内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省)

少子高齢化による生産年齢人口の減少、国内市場の成熟化、グローバル競争の激化や産業構造の変化など、ものづくり産業を取り巻く環境変化に対応していく必要がある。

このため、日本海側屈指の工業集積を誇る本県では、全国に先駆けて「富山県ものづくり産業未来戦略」を策定するとともに、IoTや人工知能（AI）の活用など第4次産業革命の進展を見据え、今後大きな成長が見込まれる医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット等の新産業の創出・育成、産業の高度化に取り組んでいる。

さらに、工業技術センターや薬事研究所を抜本的に改組し、産業支援機関の機能強化を積極的に進めるとともに、地方創生交付金等を活用し、全国の公設試のなかでもトップレベルの設備を数多く整備するなど、県内ものづくり企業の製品開発、事業化への支援を拡充してきたところである。

については、地方発イノベーションは、我が国の将来と地域の発展に欠かせないものであり、多様な産業の集積やものづくり技術など地域の強みや特色を活かした革新的な製品等の研究開発を推進し、産業の高度化に対する支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 地方主導の産学官連携（アルミコンソーシアムなど）による戦略的産業の形成を推進するため、研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充
  - (1) 「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」及び「未来社会創造事業」の予算確保
  - (2) 「医療研究開発革新基盤創成事業（CIRCLE）」など、（国研）日本医療研究開発機構（AMED）の研究開発支援制度の拡充
  - (3) 中小企業研究開発支援事業（サポイン）など研究開発・事業化にかかる支援の安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実
- 2 医薬バイオ、医薬工連携、ヘルスケア、次世代自動車、航空機、機械、電子デバイス等の成長産業の創出に向けた企業間連携などによる研究開発・事業化に対する支援の充実
- 3 IoT・人工知能（AI）の利用拡大に向け、情報セキュリティ、データ利活用等に関する規制・制度を構築するとともに、IoT導入活用にあたって、資金面等で課題のある地方の中小企業に対する支援制度の充実
- 4 産学官連携を推進する公設試験研究機関等への先端設備導入の支援

## 54 電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー政策の推進について

(経済産業省、環境省、国土交通省)

東日本大震災に伴う原発事故の発生を背景として、全国の多くの原発が停止していることから、電力供給の制約による国民生活や産業への影響が懸念されている。今後、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せていくとともに、国民生活の安定を図るうえで、必要な電力量の安定的な確保を図ることが必要である。

また、安全の確保を最優先に、日本経済再生のための成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県においては、再生可能エネルギービジョンを策定し、包蔵水力が全国2位と高いポテンシャルを活用しながら、小水力発電の導入支援など、再生可能エネルギーの導入促進を図っている。また、家庭や企業等における省エネルギーの普及に努めているが、こうした再生可能エネルギーや省エネルギーなどの普及・導入促進の取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう電力の安定供給の確保
- 2 安全の確保を最優先に、日本経済再生のための成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進
- 3 再生可能エネルギーの導入を促進するため、エネルギーの規模等に応じた適切な買取価格の設定及び地域特性を活かした分散型エネルギーシステム構築への支援
- 4 環境に配慮した住宅、自動車や産業用省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実

## 55 新たなエネルギー資源の開発促進について

(経済産業省)

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災の発生を契機として、大きな転換期を迎えており、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

こうした中、本県においては、再生可能エネルギービジョンを策定し、その普及・導入促進の取組みを加速化、強化しているが、特に、地熱発電については、地熱資源量が全国2位という高いポテンシャルを活かすため、現在、地熱資源の開発に向けた調査を積極的に進めているところである。

さらに、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている水素エネルギーの利活用に関しては、官民が一体となって、水素ステーションの整備やF C V（燃料電池自動車）の普及に向けた取組みを積極的に展開しているところであり、本年3月には、水素社会の実現に向け、本県の取組みの方向性や取り組むべき施策等についての指針を取りまとめた「とやま水素エネルギービジョン」を策定したところである。

また、新たなエネルギー資源として期待される日本海側の表層型メタンハイドレートについては、上越沖の1箇所の資源量が推定されたところであるが、日本海側全体の資源量は把握されておらず、また、回収技術の調査研究も緒についたばかりであり、開発に向けた取組みを一層加速化させる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地熱資源開発に対する支援等の必要な予算の確保
- 2 水素ステーション整備等に対する補助対象地域要件の撤廃
- 3 水素ステーションの設置と運営及びF C V（燃料電池自動車）普及に係る補助制度の充実と継続
- 4 水素ステーションの導入及び運営コスト低減を図るため、安全性を確保したうえで、必要な規制改革の着実な推進
- 5 日本海側における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収技術の開発の促進

## 56 中小企業・小規模企業の活性化の推進及び 創業者支援等について

(経済産業省、中小企業基盤整備機構、文部科学省)

本県経済は、緩やかに回復しており、経済対策、新幹線開業効果などを背景に緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクなど、景気の先行きは不透明である。

こうしたなか、地域の雇用を支える中小企業・小規模企業の経営者の高齢化が進展し、このまま現状を放置すると廃業が急増し、多数の雇用・経済価値が損失することが懸念されることから、中小企業・小規模企業の円滑な世代交代・事業承継に向けた切れ目のない支援が必要である。

また、厳しい状況にある地域産業の再生、活性化を図るため、新事業活動に取り組む中小企業や創業・ベンチャー企業の積極的な支援を行うとともに、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等下請取引の適正化などに取り組んでいく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 IoT等を活用した生産性の向上や人材育成、経営力の向上などに向けた施策の充実
- 2 創業に向けたスタートアップを支援する環境づくり（空き施設等を活用したコワーキングスペースの設置など）に対する支援制度の創設及び事業承継に対する支援制度の継続・拡充
- 3 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業及び伴走型小規模事業者支援推進事業の充実と継続
- 4 資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模企業に対する経営改善・事業再生支援や金融支援の充実及び下請取引適正化の推進
- 5 消費税率の引上げについて、円滑かつ適正な転嫁のための徹底した対策及び軽減税率制度導入への対応に係る支援並びに中小企業・小規模企業活性化策のさらなる充実
- 6 地域資源の活用や農商工連携の推進のための支援措置の充実
- 7 伝統的工艺品の海外展開や技術の継承に対する支援措置の充実及び東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う施設整備等への活用、国指定伝統的工艺品高岡銅器の技法への「生型」の追加
- 8 経営革新計画承認企業に対する支援措置の継続
- 9 高度化資金における償還猶予の弾力化
- 10 中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び建設候補地の有効活用に関する支援

## 57 環日本海・アジア地域等との経済交流及び 物流の活性化について

(経済産業省、国土交通省、外務省、日本貿易振興機構)

本県は、環日本海地域の中央拠点を目指し、県内企業の経済交流活動の支援やその基盤となる物流の活性化に取り組んでいるところである。更なるグローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国やアジア地域などの成長エネルギーを取り込んでいくことが重要である。

経済交流については、本県の優れたものづくり製品・技術を世界に発信していくため、昨年度に続き、平成31年度に、国内外のものづくり企業やバイヤーが一堂に集う「富山県ものづくり総合見本市」を開催することとしている。また、今年度、(公財)富山県新世紀産業機構のアジア経済交流センターの体制を強化したところであり、今後とも、経済訪問団の派遣、海外バイヤーを招へいした商談会の開催などにより、県内企業の海外展開や販路開拓を積極的に支援することとしている。

物流の活性化については、ロシア・ヨーロッパ方面へ向けての物流の効率化への期待が高く、本県では、これまでも、シベリア鉄道を活用したロシア極東港向け輸送実験に取り組むとともに、関係会社等に対し、定時性、迅速性の要請を行うなど改善に努めてきたところである。

こうした中、ロシア極東との定期航路のラストポート化や日口間では全国初となるウラジオストク港との定期RORO船航路の就航など、伏木富山港は全国トップクラスのロシア物流の拠点となっており、今後、シベリア鉄道を活用した更なる物流の活性化が期待されている。

については、環日本海・アジア地域等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外展開や販路開拓、海外の優れた企業等の誘致に対する支援の充実
  - (1) 海外ミッション派遣事業の充実
  - (2) バイヤー招へい事業の拡充
  - (3) 国内での国際見本市開催への支援
  - (4) 外国企業誘致等に取り組む自治体への支援
- 2 ロシア極東港における通関及び港湾関連手続きの簡素化・迅速化及びシベリア鉄道の定時性・迅速性の向上など、シベリア鉄道を巡る環境改善への交渉の加速化

## 58 中心市街地と商店街の活性化について

(経済産業省、国土交通省)

本県の中心市街地や地域の商店街では、空き店舗の増加、施設の老朽化や後継者不足などの課題が極めて深刻な状況にあり、今後、地域活性化を図るため、北陸新幹線開業の効果を最大限に活かして魅力的なまちづくりを推進することが重要である。

富山市及び高岡市の中心市街地活性化については、国の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画に基づき、「まちの顔」としての中心市街地の魅力を創出するため、更なる活性化に向けた取組みを進めているところである。

その他の県内各地域においても、個性的で賑わいのあるまちづくりへの取組みが進められている。

国においては、中心市街地や商店街の活性化に取り組まれているところであるが、引き続き、地域文化資源等を活用した取組みを一層推進していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山市及び高岡市の第3期基本計画に掲げる市街地再開発事業等による市街地の整備改善、まちなかの交流人口の拡大や商業活性化のための事業等への支援策の充実
- 2 商店街の機能維持・強化を図る「地域・まちなか商業活性化支援事業」や、地域資源を活かして商店街の活性化を図る「地域文化資源活用空間創出事業」において、空き店舗などを活用した創業支援施設等の多様な施設整備（コワーキングスペース、シェアオフィスなど）に対する支援策の充実
- 3 消費税率の引上げにあたって懸念される消費の落込み等に対応したさらなる商店街活性化策の充実

## 59 北陸新幹線の整備促進について

(国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

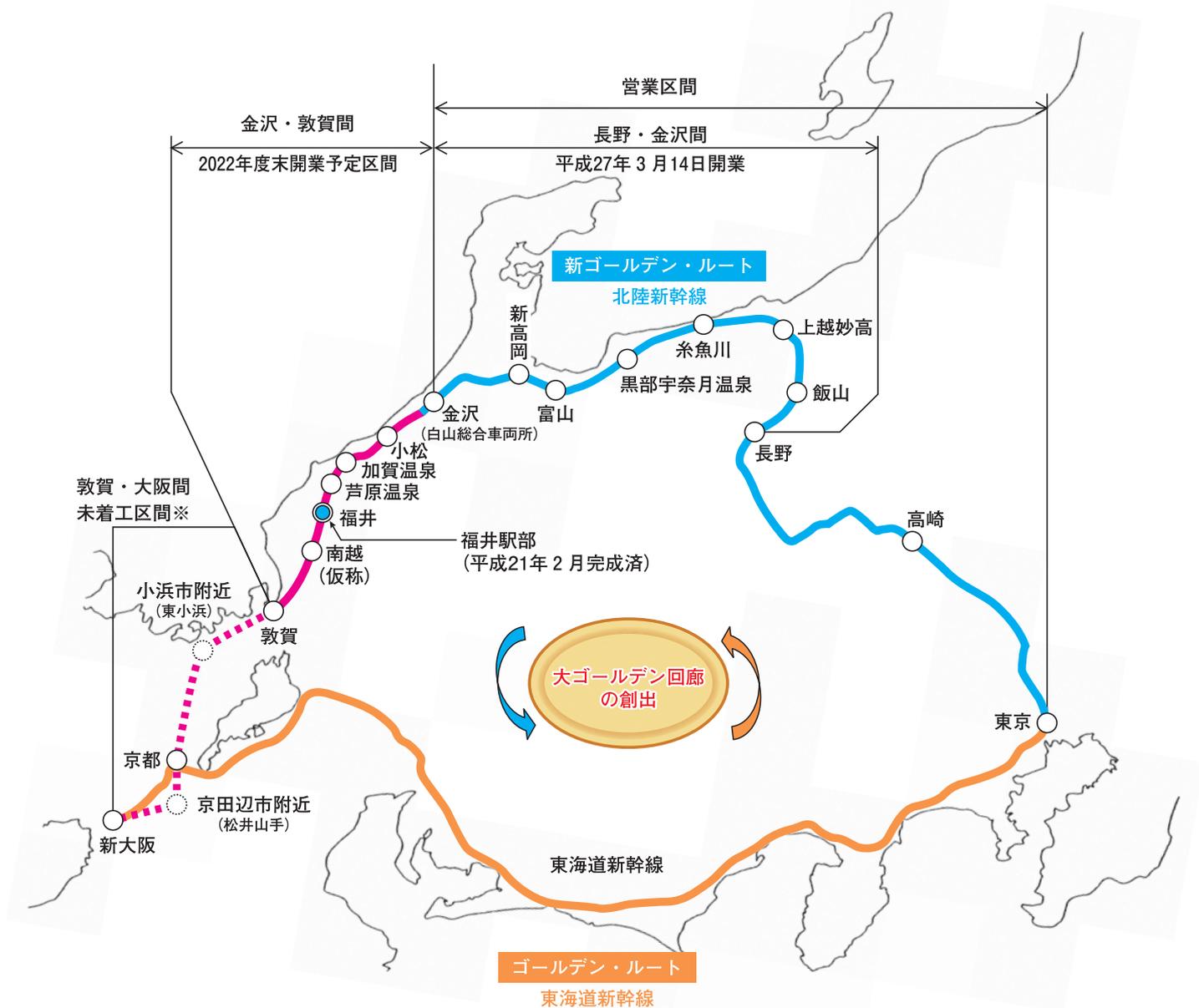
また、多重系の輸送体系の確立による災害に強い強靱な国土づくりが強く求められている。

このような観点から、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあり、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトである北陸新幹線に求められる役割がこれまで以上に大きくなっており、大阪まで早期に整備する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 現在建設中の金沢・敦賀間について、2022年度末までの開業が確実に実現するよう整備を促進するとともに、敦賀までの更なる前倒し開業を含め、早期開業に最大限努力すること。  
また、関西・中京圏と北陸圏との間の円滑な流動性を図るため、敦賀駅等における乗換利便性の向上策を講じるほか、在来線特急の運行本数の維持・拡大とともに、「つるぎ」の延伸をはじめ、北陸新幹線の運行本数の確保・拡大など、関西・中京圏へのアクセス向上を図ること
- 2 敦賀・大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資する「大ゴールデン回廊」形成の重要性等に鑑み、早期着工に向け整備促進に必要な駅・ルートの詳細調査及び環境アセスメントを速やかに進め、2030年度末の北海道新幹線・札幌開業頃までに大阪までの全線整備を図ること
- 3 これらを実現するため、金沢・敦賀間について、収支採算性に優れた北陸新幹線事業費として十分な建設財源を確保するとともに、敦賀・大阪間の整備を促進すべく、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料の前倒し活用や算定期間の延長、鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融資の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- 4 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること
- 5 国内外からの観光客をはじめとした乗客の利便性向上のため、携帯電話接続環境の向上を図ること
- 6 「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、配慮いただきたいこと

# 「北陸新幹線」 駅・ルート図



※平成29年3月15日の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームで決定されたルートを図示。

## 60 並行在来線への支援及び地域公共交通の維持・活性化について

(国土交通省、総務省、財務省)

北陸新幹線の開業に伴いＪＲ西日本から経営分離された本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っている。これまで貨物調整金の大幅な拡充等が図られてきているが、依然として厳しい収支が見込まれることから、国の責任において、引き続き運営会社を支援し、安定経営の確保を図っていく必要がある。

また、その他の公共交通機関についても、地域住民の生活の足を確保するとともに、地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの推進や公共交通ネットワークの強化など、地域公共交通の維持活性化を図っていくことが極めて重要であり、本県では地域交通にかかる基本的な方向や重点的に進める施策等について「富山県地域交通ビジョン」を策定し、「つかいやすく、わかりやすい、持続可能な」地域交通の実現に向けて、取組みを行っているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 並行在来線を将来にわたり持続可能にする仕組みを確立するため、
  - (1) 大規模修繕・改良、車両更新等の支援に係る予算の確保、税制上の優遇措置を充実すること
  - (2) 地方団体の負担が過度なものとならないように、国の十分な支援、ＪＲの協力等により、並行在来線を将来にわたり持続可能にする仕組みを確立すること  
特に、ＪＲから鉄道・運輸機構に支払われる貸付料には、並行在来線の赤字解消分も含まれていることなどから、並行在来線の維持確保の財源として活用を図ること。また、2031年度以降の貨物調整金制度の見直しに適切に対応すること
- 2 並行在来線が県内の公共交通機関のネットワークの結節拠点であることを踏まえ、
  - (1) あいの風とやま鉄道新駅（富山駅－東富山駅間）の整備に対する支援
  - (2) ＪＲとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対する支援
  - (3) 広域利用者の利便性確保に係るＪＲとの協議に対する支援
- 3 公共交通事業者によるバリアフリー化や鉄道軌道の安全性向上、利用環境改善等に係る施設整備及び全国相互利用可能な交通ＩＣカードの導入促進への支援
- 4 地域間の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、ＪＲ城端線の増便やＪＲ城端線・氷見線の直通化など沿線市の連携等による地域交通の利便性向上に資する取組みに対する支援
- 5 高山本線富山～高山間における特急「ひだ」の増便など、広域交通の利便性向上に係るＪＲとの協議に対する支援

## 61 富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

(国土交通省)

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、国内定期路線を2都市間で、国際定期路線を4都市間で運航しており、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されている。また平成27年2月に国の先導的官民連携支援事業によりとりまとめた本空港の活性化方策に着実に取り組んでいるところである。

本空港の基幹路線である富山－羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況にあり、平成28年3月の夏ダイヤから1日6往復から4往復の運航となったが、富山－羽田便は、本県と全国・世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な航空ネットワークであり、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、富山－羽田便の便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等の利便性向上を図るとともに、新規路線の誘致、格安航空会社（LCC）やリージョナルジェットの活用などにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

また、地方路線の維持・拡充は、交通利用者の選択肢を増やし利便性を高め、ひいては地域経済活性化に寄与する観点からも重要であり、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、本空港では、地形や周辺の構造物による制約から、ILS（計器着陸装置）を完備することができず、冬季においては、雪による視界不良等により欠航便が発生している。これまでもXバンドMPレーダー情報の活用、RNP-AR飛行方式の導入などに取り組み、欠航回避効果は向上しているものの、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

### 1 国内外の航空ネットワークの充実

- (1) 富山－羽田便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（LCC）・リージョナルジェットの活用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援
- (2) 飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等による富山－羽田便の利便性向上に向けた取組みへの支援

### 2 冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（GBAS）の開発促進と富山空港への早期導入

## 62 都市基盤整備の推進について

(国土交通省)

北陸新幹線開業効果を持続・深化させ、都市の活性化や個性豊かで魅力あるまちづくりなどにより地方創生を推進するため、特に富山駅での連続立体交差事業の加速化を図るなど、次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

### 1 富山駅周辺の整備

#### (1) 在来線の高架化の促進

あいの風とやま鉄道線、富山地方鉄道本線

#### (2) 駅周辺のアクセス道路等

(都) 牛島蛭川線、(都) 富山駅南北線 ほか

### 2 街路の整備

#### (1) 公共交通を支援する道路の整備

(都) 戸出東西中央線 ほか

#### (2) 中心市街地の活性化を支援する道路の整備

(都) 総曲輪線 ほか

### 3 土地区画整理事業等の推進

#### (1) 中心市街地の良好な住環境の整備

黒部市三日市保育所周辺地区(土地区画整理事業)ほか

#### (2) 民間活力を活かした組合区画整理事業の推進

朝日町泊駅南地区

#### (3) まちの活力を維持・増進する中心拠点の整備

小矢部市中心拠点再生地区(都市再構築戦略事業)

### 4 都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、朝日山公園 ほか

## 富山駅周辺の整備

整備状況 (H29. 9)



富山駅南口整備状況 (H29. 9)



- あいの風とやま鉄道線の仮線撤去
- 富山地方鉄道本線の連続立体交差事業の事業化
- 駅周辺のアクセス道路の整備

## 都市計画道路総曲輪線

整備前



整備後(整備済工区)



- 無電柱化により快適な歩行空間を確保
- 魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、中心市街地活性化に寄与
- 災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

## 63 地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について

(国土交通省)

道路は、豊かな県民生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える基礎的な社会資本であり、高規格幹線道路から生活道路まで、県民誰もが安全・便利で快適な生活が営める社会の実現を目指して、体系的な道路整備を進めているところである。

中でも北陸新幹線開業による効果を持続・深化させ、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し、地方創生を実現するためには、地方の創意工夫を最大限に活かした地域づくりと地方への人の流れをつくるネットワークの形成が重要であり、東日本大震災を踏まえ、国全体としてのリスク分散による強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の早急な整備が喫緊の課題となっている。

については、所要の道路整備予算を確保し、本県における高規格幹線道路等の整備と安全・安心のみちづくりの促進に格段の配慮を願いたい。

### 1 高規格幹線道路等の整備促進

#### (1) 東海北陸自動車道

安全性等から「暫定2車線」を長期間継続すべきではないとした国（社会資本整備審議会国土幹線道路部会）の中間答申等を踏まえ、トンネル区間を含む早期全線4車線化及び県内区間の早期全線4車線化につながる付加車線の整備促進

#### (2) 能越自動車道

輪島市までの早期全線開通

地方の意見を踏まえた国による一元的管理や福岡PAの活用など利用者の利便性向上対策

#### (3) 地域高規格道路

富山高山連絡道路（猪谷楡原道路、大沢野富山南道路）

富山外郭環状道路（豊田新屋立体、中島～本郷区間）

高岡環状道路（県道高岡環状線）

#### (4) 北陸と関東を結ぶ広域道路

中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート

#### (5) スマートインターチェンジ

北陸自動車道（(仮称) 上市スマートIC）

東海北陸自動車道（(仮称) 城端SAスマートIC）

#### (6) 一般国道、県道及び市町村道

国道8号（入善黒部バイパス、倶利伽羅防災）

国道359号（砺波東バイパス）

国道415号（富山東バイパス、新庄川橋）ほか

### 2 安全・安心のみちづくりの促進

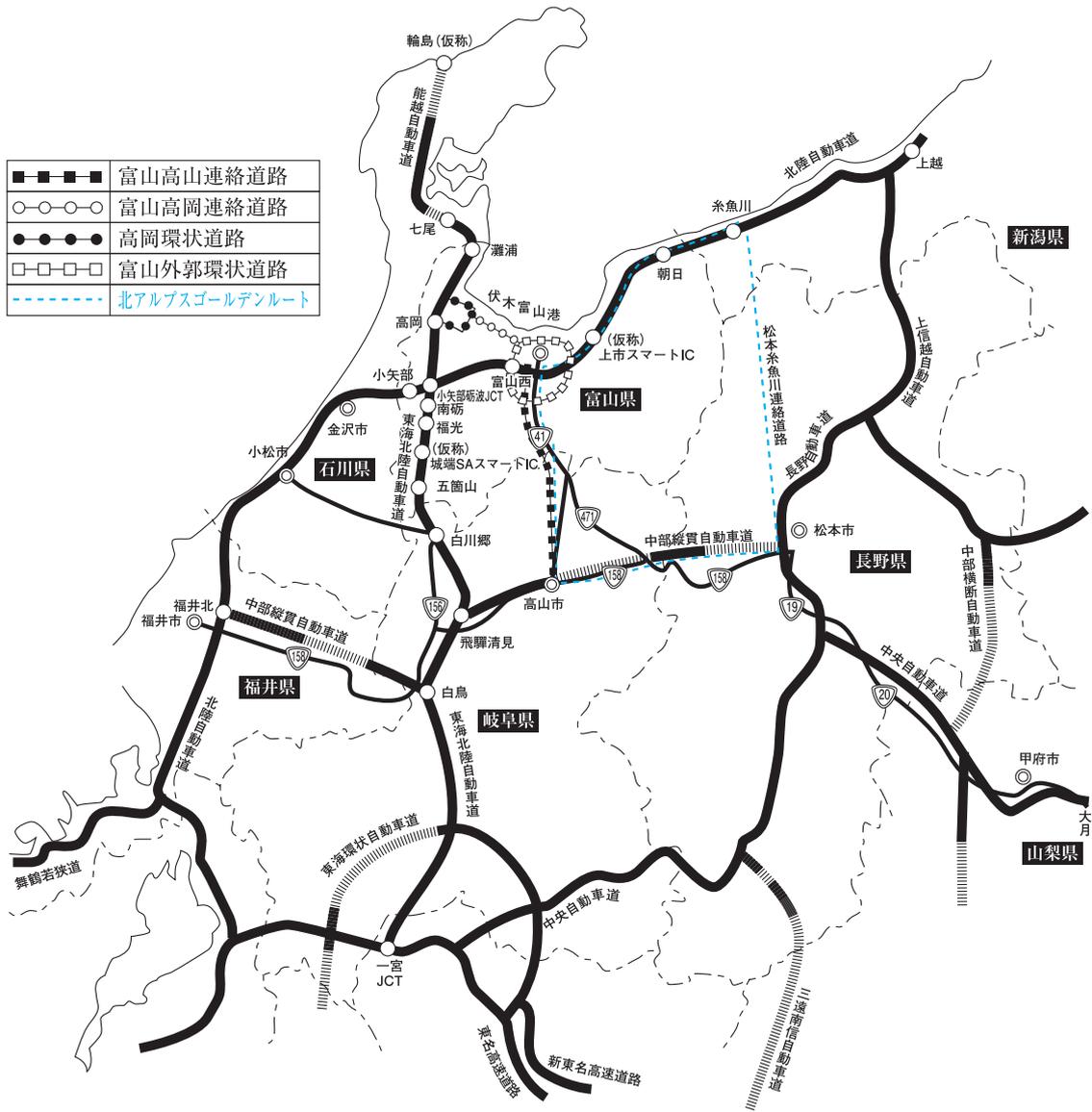
#### (1) 通学路対策など交通安全施設

#### (2) 落石、雪崩などに対する防災対策施設

#### (3) 橋梁の耐震化、道路施設の長寿命化対策

#### (4) 冬期における安全で円滑な道路交通の確保

十分な除雪費の確保、除雪機械の更新及び増強等



富山外郭環状道路 豊田新屋立体  
(現道 (国道8号) 状況)



高岡環状道路 (県道高岡環状線)  
(現道状況)

## 64 災害につよく強靱な県土づくりの推進について

(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省)

本県は、急峻な山々や急流河川などの険しい地形、崩れやすい地質を有しており、これまで幾度となく、集中豪雨による河川の氾濫、土石流などの被害を被ってきた。また、富山湾特有の寄り回り波による越波被害など、高波被害や海岸侵食に見舞われており、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策や昨年九州北部豪雨等による流木被害を踏まえた流木対策の充実強化なども含め、事前防災・減災対策を進めることは県政の重要課題である。

さらに、高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展しており、今後、これらの施設について計画的な維持・管理を進めていくことが必要である。

一方、本県では、平成28年3月に国土強靱化基本法に基づく富山県国土強靱化地域計画を策定し、本県の強靱化及び国全体の強靱化に貢献するための取組を推進しているところである。

については、本県においても、引き続き、災害につよく強靱な県土づくりを推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 治水・浸水対策の推進

- (1) 河川改修事業 神通川（国直轄）、地久子川、鴨川 ほか
- (2) 堰堤改良事業 朝日小川ダム ほか
- (3) 農地防災事業 国営附帯県営「庄川左岸地区」 ほか
- (4) 下水道事業 村木排水区、中神排水区 ほか

### 2 土砂災害対策等の推進

- (1) 砂防事業 立山砂防（国直轄）、池川 ほか
- (2) 治山事業 常願寺川地区（国直轄）、東山地区 ほか
- (3) 地すべり対策事業 胡桃地区、石堤平尾地区 ほか
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業 大松地区 ほか

### 3 海岸保全対策の推進

- 海岸侵食対策事業等 下新川海岸（国直轄）、富山海岸、水橋漁港海岸 ほか

### 4 地震・津波対策の推進

- (1) 海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進
- (2) 橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進

### 5 公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進

- 橋梁、港湾施設、農業水利施設、水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施に対する支援

### 6 流木対策の推進

- (1) 溪流等における流木対策施設の整備  
神通川水系砂防（国直轄）、下立沢、境地区 ほか
- (2) ダム湖における流木の安全な捕捉施設と効率的な回収処理方法の早期開発と整備

集中豪雨による  
市街地の浸水被害



地久子川 [平成24年7月 高岡市]



砺波市街地 [平成29年8月]

山腹崩壊による土砂災害  
[平成29年1月南砺市]



谷内谷

記録的集中豪雨 (132mm/h)  
による災害 [平成20年7月南砺市]



太谷川

高波による災害 [平成20年2月]



防波堤を乗り越える高波 [入善町芦崎]



越波後の被害状況 [朝日町境海岸]

## 65 利賀ダムの建設促進について

(国土交通省)

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成5年度から進められており、現在、工事用道路を鋭意整備中である。

利賀ダムの建設事業については、国において、平成22年9月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年8月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところである。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に1回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画されたものである。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることから極めて重要なものである。

については、災害につよく強靱な県土づくりを推進し、沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

**事業執行の効率化やコスト縮減により、総事業費の抑制に努め、1日も早く完成を図ること**

## 66 地域におけるバス路線等の維持・確保のための支援の充実について

(国土交通省)

地域におけるバス路線等は、通院、通学、買い物など住民の日常生活を支えており、とりわけ自動車を運転できない学生・生徒や高齢者などのいわゆる交通弱者にとって不可欠な存在であるとともに、来訪者にとっても必要な移動手段である。今後、人口減少の進展に伴う利用者減少とそれに伴う減便や廃止などサービスの低下が懸念される中、適切な支援の継続やICTを活用した情報提供などの推進により、必要な路線を維持・確保、充実していくことが重要である。

また、昨年度、国においてはバスなど公共交通機関が衰退する過疎地などの住民の生活の足を確保するため、全国13箇所では自動運転の実証実験が行われ、本県でも昨年11月、南砺市の道の駅「たいら」を拠点に北陸で唯一の実証実験が行われたところであり、国が目指す2020年の社会実装に向けては、安全性の確保等のための更なる新技術の開発や導入コストなどの課題解決が求められている。

さらに、バス運転者の要員不足が深刻な問題となっており、国において、平成28年11月に北陸信越運輸局に「バス運転者確保対策会議」が設置され、運転手の採用増に向けた取組みなどが進められているが、バス運転者の確保・育成を図ることは、持続可能なバス交通を実現するとともに、疾病や過労によるバス事故を防止するうえでも重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、地域の実情に応じて必要なバス路線を適切に維持・確保できるよう、制度の充実と十分な予算確保を図ること  
また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や実情を踏まえた見直しとするよう努めること
- 2 市町村等においてまちづくりと一体となったバス路線等の地域交通ネットワークの充実を図るため、地域公共交通網形成計画等の策定に対する支援について、十分な予算確保を図ること
- 3 地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転等の新技術の開発や導入・普及を推進すること
- 4 バス運転者の確保や育成に対する支援を拡充すること

## 67 日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化等について

(国土交通省)

対岸諸国に対して地理的優位性を持つ、日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港は、興隆する対岸諸国の経済発展等を我が国の成長に取り込むことにより、国際競争力の強化や観光立国の推進など日本経済の発展に貢献するための重要な役割を担うとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築が求められており、太平洋側のリダンダンシーの確保の観点からも、伏木富山港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、今後、港湾施設の増加や老朽化によって、維持管理や更新費用の増大が見込まれるため、計画的かつ効率的に管理運営を図り、国際拠点港湾としての機能を十全に発揮させる必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の老朽化対策、県内各地域における県民により親しまれるための運河整備や防災機能を高めるための海岸整備を推進する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化
  - ・新湊地区
    - 中央岸壁の大水深化、
    - 国際物流ターミナル北4号岸壁の整備、泊地増深、
    - 海王丸パーク・新湊大橋周辺の緑地整備
  - ・伏木地区
    - 臨港道路伏木外港1号線、外港緑地の整備
  - ・富山地区
    - 2号岸壁（-10m）の老朽化対策、臨港道路西宮線の整備、富岩運河・住友運河の遊歩道整備
  - ・国有港湾施設の国の負担による維持管理
- 2 魚津港の老朽化対策の推進
  - ・岸壁等の老朽化対策
- 3 海岸整備の推進
  - ・新湊地区の海岸侵食対策 ほか



## 68 ダイオキシン類対策について

(国土交通省、環境省)

ダイオキシン類については、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあることから、環境汚染の実態把握や事業者への適正な監視・指導などの積極的かつ速やかな対応が必要となってきた。

特に、ダイオキシン類に汚染された富岩運河等における改善対策の実施とその維持管理が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富岩運河等におけるダイオキシン類汚染土等の処理に係る公害防止対策事業の特例補助負担率の嵩上げ
- 2 大量のダイオキシン類汚染土を対象とした、安全で低コストな無害化処理技術の確立
- 3 覆砂、浚渫除去等による改善対策後の維持管理費の「公害防止事業費事業者負担法」に基づく事業者負担の制度化
- 4 ダイオキシン類の迅速で低コストな測定法の開発

## 69 総合的な空き家対策の推進について

(国土交通省、総務省)

少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、県内全域において、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。

こうしたなか、平成27年5月には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、県や市町村、民間関係団体が連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいるところである。

については、地方創生の実現の観点からも、市町村が行う空き家対策に対する税財政措置等のさらなる拡充・強化を図るなど、総合的な空き家対策の推進について格段の配慮を願いたい。

地方創生を実現する観点から、空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の適正管理や除却を推進するため、国による税財政支援措置等の拡充・強化を図ること

- (1) 空き家を利活用した移住などを促進するための市町村の取組みに必要な予算の確保
- (2) 空き家の利活用にあたり、耐震性や防火性等の建築法制への適合に必要な経費に対する補助負担率の嵩上げ
- (3) 所有者等に代わって空き家を管理する団体等の活動に対する支援
- (4) 代執行による求償が困難な空き家の除却費用への支援
- (5) 空き家の譲渡所得に係る所得税等の特別控除について適用期間を延長

## 70 「立山黒部」の世界ブランド化の推進について

(国土交通省、内閣官房、環境省)

「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「国立公園の『ナショナルパーク』としてのブランド化」や「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」等の施策により、2020年の訪日外国人旅行者数を4,000万人（2017年2,900万人）にするという大変意欲的な目標が掲げられている。

本県が誇る観光地の一つである立山黒部アルペンルートの2017年外国人旅行者数は、2003年に比べて11.1倍の263,000人と大幅に増加しており、本県としては、国の動きに呼応し、2020年に向けて外国人旅行者数の倍増を目指している。

このため、本県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、昨年度「『立山黒部』世界ブランド化推進会議」を立ち上げ、「黒部ルート見学会の一般開放・旅行商品化」をはじめとする様々なプロジェクトを推進している。

今年度も、引き続き同会議を開催し、関係省庁のご協力もいただきながら、プロジェクトのより一層の推進を図ることとしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 立山砂防、布橋灌頂会、関西電力黒部ルートなどの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化への支援
- 2 国立公園満喫プロジェクトにおける「中部山岳国立公園」（立山黒部）の追加選定及びプロジェクト展開事業の継続・充実
- 3 質の高い交通インフラの整備や世界水準のグレードの高いホテルの整備・誘致等の推進のための自然公園法の弾力的な運用
- 4 ICTを活用した旅行者の利便性向上等への支援
- 5 登山道の整備や英語表記、山岳トイレなどの整備・更新への支援

## 71 戦略的な観光地域づくりの推進について

(国土交通省、内閣官房、文部科学省)

本県では、平成27年3月の北陸新幹線開業以降、多くの観光地等で入込み数が増加するなど、その効果が顕著に現れている。今後は、この開業効果をしっかりと持続・深化させることが重要である。

こうした中、国においては、観光を「国の成長戦略と地方創生の大きな柱」と位置づけ、「観光先進国」の実現に向け質の高い観光交流を加速させるため、新たな観光ビジョン「明日の日本を支える観光ビジョン」を2016年3月末に策定し、2020年に訪日外国人旅行者数を4,000万人（2015年の約2倍）、地方での外国人延べ宿泊者数を7,000万人泊（2015年の約3倍）等の目標値が提示されている。

また、来年1月から国際観光旅客税法が施行されることとなっている。

本県においても、平成28年3月、この国の観光ビジョンも踏まえ、「新・富山県観光振興戦略プラン」を策定し、本県が「海のあるスイス」として、旅行者から「選ばれ続ける観光地」となるよう、外国人延べ宿泊者数を平成31年までに56万人（平成29年：28万人（速報値））を目指す等の目標値を掲げ、戦略的な観光地域づくりや文化財を活かした富山らしい魅力創出などに、富山県DMOである（公社）とやま観光推進機構等と連携し、官民一体となって取り組むこととしている。

また、来年の日台観光サミットや「世界で最も美しい湾クラブ」総会など国際会議の誘致強化に取り組んでいるところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 戦略的な観光地域づくりへの支援
  - (1) 地域資源の磨き上げなど官民一体となった観光地域づくりの取組みへの支援
  - (2) 観光客（とりわけ訪日外国人個人旅行者）の利便性向上を図るための環境整備への支援
  - (3) グローバル化や観光客のニーズに対応できる人材育成への支援
- 2 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- 3 観光立国に向けた意欲的な地方自治体の取組みに対する重点支援
- 4 文化財の観光資源としての活用への支援

## 72 国際・広域観光の振興について

(国土交通省、内閣官房、総務省、経済産業省)

本県では、富山と海外4都市を結ぶ国際定期路線や、北陸新幹線、外航クルーズ機能に係る日本海側拠点港である伏木富山港などの交通基盤を活用し、訪日プロモーション地方連携事業等の推進により、外国人旅行者の増加に向けて積極的に取り組んでいる。

その結果として、立山黒部アルペンルートへの外国人観光客数は、昨年の実績で過去最高の26万人を記録し、2003年と比較して11.1倍となっており、今後とも、欧米豪などの新規市場を重点的に誘客をさらに強化していくこととしている。

外国人旅行者のより一層の増加を図るためには、訪日プロモーション地方連携事業の活用や、DMO等が中心となって行う飛越能などを巡る広域的な取組み、受入環境整備の促進が必要である。また、観光資源の映像やアニメ・映画等によるPRや国際会議の誘致が有効である。

今後、2019年の日台観光サミットや、「世界で最も美しい湾クラブ」総会などの大規模な国際会議の本県開催、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、ますます外国人旅行者の増加が予想される中、世界中に向け、本県が誇る歴史、伝統文化や食などの魅力的な観光資源を強力かつ戦略的にアピールしていくことが重要である。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

**本県をはじめ、地方における国際観光交流を一層促進するための支援や取組み**

- (1) 訪日プロモーション地方連携事業を推進するための所要額の確保及び地方が連携して実施する、台湾、東南アジア、香港、中国などでの観光プロモーション事業への予算配分の拡充
- (2) DMO等が中心となって行う飛越能などを巡る広域周遊観光促進に対する支援の拡充
- (3) 日台観光サミットを契機とした台湾との観光交流拡大を促進するための取組みへの支援
- (4) 「世界で最も美しい湾クラブ」総会を契機に富山湾の魅力を活かした観光資源の磨き上げへの支援
- (5) 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた欧米豪市場における戦略的訪日プロモーションの強化
- (6) 欧米豪など新規市場の富裕層をターゲットとした海外メディア、旅行会社の招聘による富山県の食の魅力や文化体験などの情報発信
- (7) クルーズ見本市への出展や海外船主招聘事業の拡大など海外へのクルーズ・プロモーションの強化
- (8) 映像コンテンツを活用した海外への情報発信
- (9) 国際会議の誘致促進
- (10) 繁忙期における外国人旅行者向け貸切バスの確保対策

## 73 循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進について

(環境省、経済産業省、農林水産省、消費者庁)

世界全体で資源消費が増大し、資源の逼迫や環境影響の増大が懸念される中、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減を図る循環型社会を形成することが急務となっている。

国においては、G7富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、循環型社会形成推進基本計画の見直しを進めるなど、循環型社会の実現を目指しているところである。

本県においても、全国初の県内全域でのレジ袋の無料配布廃止、資源回収、低炭素化など環境に配慮した取組みを積極的に行う小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」の創設、環境関連企業の海外展開支援など、循環型社会の形成に向けた施策を重点的に推進してきた。また、レジ袋無料配布廃止から10周年を迎える平成30年度に本県で開催される「第13回3R推進全国大会」に向けて、小売店と連携した「いつでも、どこでも3R」の推進や食品ロス・食品廃棄物の削減、海岸漂着物対策などの取組みをさらに進め全国に発信することとしており、これを機に環境保全のフロントランナーとして3Rの拡大に今後とも取り組んでいきたいと考えている。

については、これらの施策を着実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 3R推進全国大会での成果を踏まえ、廃棄物の発生抑制が一層進むよう小売店と連携した店頭での資源回収など先進的事例の横展開や広域的・重点的な広報啓発、情報提供、環境教育教材の作成・配布への支援
- 2 市町村において処理が困難な廃棄物の適正で責任ある処理体制の整備
- 3 食品ロス・食品廃棄物の削減に向けて、国民運動の展開やいわゆる1/3ルールの見直しに関する業界団体への更なる働きかけなどの積極的な取組み、都道府県が実施する対策への支援
- 4 市町村等が3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するための廃棄物処理施設整備の財源の確保
- 5 不法投棄の未然防止に向け、県境を越えた広域的な監視活動の実施や全国的なキャンペーンの推進、監視カメラ設置等の支援の充実
- 6 PCB廃棄物の期限内の処理完了に向けた周知・啓発の徹底並びにPCB廃棄物の処理体制の整備促進及びPCB廃棄物処理に対する財政支援
- 7 環日本海・アジア地域の循環型社会づくりに向けて、自治体や環境関連企業が行う国際環境協力に対する技術的・財政的な支援の充実

## 74 地球温暖化対策と省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省)

温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入など地球温暖化対策は、持続可能な社会を構築し、将来世代に引き継いでいくうえで重要かつ緊急な課題である。

国においては、平成27年12月のパリ協定を踏まえ平成28年5月には地球温暖化対策計画を策定するとともに、G7 富山環境大臣会合の開催やG7 伊勢志摩首脳宣言を踏まえ、対策の強化・加速化を図り、低炭素社会の実現をめざしているところである。

本県においても、地球温暖化対策を計画的・体系的に推進するため「とやま温暖化ストップ計画」を策定し、森林吸収源対策の充実や全国に先駆けたレジ袋の無料配布の廃止、小水力発電の計画的整備など、県民・事業者・行政が一体となって取組みを進めているほか、G7 富山環境大臣会合を踏まえ開催した「2016北東アジア自治体環境フォーラム in とやま」で採択された「2016とやま宣言」に基づき、地球環境問題への積極的な貢献、環境教育の推進などに取り組んでいるところである。

ついては、地方における地球温暖化対策等に関する取組みを確実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域における気候変動適応策の推進のため、適応に関する情報収集・分析・提供等の体制整備への支援の充実に努めること
- 2 地方自治体による地球温暖化対策を一層推進するため、公共施設の省エネルギー診断、再生可能エネルギー導入等への支援の継続に努めること
- 3 国立公園宿舎施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業について、公共施設も補助対象に含めるなど財政支援の拡充に努めること
- 4 環境に配慮した住宅、自動車や産業用省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実に努めること
- 5 地熱資源開発に対する支援等の必要な予算の確保など地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及に関する支援の充実に努めること

## 75 環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性、PM2.5対策等）の推進について

（環境省、外務省、国土交通省）

日本・中国・韓国・ロシアが共同で北西太平洋の環境保全に取り組む北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が採択され、その地域調整部（RCU）が本県と韓国釜山に共同設置されているほか、本県が設立した（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）に指定されている。

また、「G7 富山環境大臣会合」を踏まえ、平成28年5月に本県で開催した「2016北東アジア自治体環境フォーラム in とやま」において「2016とやま宣言」が採択されている。

本県では、この宣言に基づき、環日本海地域の地方自治体等と連携して、海岸生物調査、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発、環境関連情報の共有などの国際環境協力事業に取り組むとともに、衛星画像解析による富山湾の藻場の生息状況等の調査を実施している。

さらに、PM2.5については、平成26年2月に本県初の注意喚起を実施しており、県内の監視体制の強化を図っているほか、その原因の一つとされる揮発性有機化合物の中国遼寧省における対策に技術協力しているところである。

については、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）地域調整部（RCU）富山事務所並びに地域活動センター（CEARAC）への支援の確保等
- 2 北東アジア地域の産学官が連携して取り組む生物多様性、気候変動、海洋ごみなどの国際的な環境問題について、各地で実施する漂着物の発生抑制に向けた環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実
- 3 PM2.5による健康影響や発生実態などの科学的知見の充実と国民への適切な情報提供、国と地方の研究機関の連携による実態把握や対策に向けた調査研究の推進、関係国に対する発生源対策の促進の働きかけ
- 4 海岸漂着物等の発生抑制や回収処理に対する地方（海岸管理者、市町村等）への財政支援のための十分な予算の確保と充実

## 76 自然環境保全施策（国立公園の施設整備、野生鳥獣管理）の推進について

（環境省）

中部山岳国立公園は、我国を代表する傑出した景観、良好な生態系を有しているが、近年、過去に整備した登山道等の老朽化対策や増加する公園利用者に対する利便性の向上や安全対策、また増加が著しい外国人利用者に対する新たな対応が求められてきている。

このため、多くの観光客や登山者が訪れる、黒部峡谷樺平や室堂集団施設地区など、国立公園の保護及び利用上重要な地域においては、老朽化した施設の改良や再整備、外国人にも対応した案内看板等、国直轄事業や国交付金事業による施設整備を着実に実施する必要がある。

また、本県においては指定管理鳥獣（ニホンジカやイノシシ）の生息数の増加や生息域の拡大が急速に進み、農林業や生活環境、自然環境への被害を発生させている。

県では、平成27年度から県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、捕獲効率の向上や生息状況の調査、担い手育成などを積極的に実施してきたが、平成30年度からは更に「富山県捕獲専門チーム」を新設し、専門的で効率的な捕獲を行うこととしている。

については、本県の優れた自然環境の保全と利用、野生鳥獣管理の推進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 中部山岳国立公園の整備の推進

#### (1) 直轄事業

- ・ 樺平園地（猿飛峡歩道落石防護施設）
- ・ 五色ヶ原歩道（木道・植生復元）
- ・ 朝日平歩道（木道・植生復元）
- ・ 室堂集団施設地区（歩道のユニバーサルデザイン化）

#### (2) 国交付金事業

- ・ 立山地域（立山地区・薬師岳地区）

### 2 指定管理鳥獣捕獲等事業予算の継続と確保

- ・ 計画策定や効果的捕獲に必要な事業の継続及び捕獲や育成事業など予算の十分な確保
- ・ 国による定期的な生息状況等の全国調査の実施や各県が実施する調査の統一基準の策定

## 77 原子力防災対策の強化について

(環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)、内閣府、総務省)

富山県では、原発立地県等との広域連携を図りながら、「原子力災害対策指針」等を踏まえ、県防災会議等で議論し、UPZの設定や被ばく医療体制など、県民の安全・安心を確保できるよう「地域防災計画(原子力災害編)」の改定や広域避難を盛り込んだ県避難計画要綱等を策定している。

県としては、地域防災計画等に基づき、原子力災害の発生や拡大防止に向けた具体的な施策の一層の強化に取り組むこととしている。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 原子力安全対策の充実
  - (1) 安定ヨウ素剤について、配布・服用の基準や責任の所在を明確にするとともに、副作用等に関する住民への説明や配備体制の整備について万全の措置を講じること
  - (2) 避難者の避難退域時検査における人員や資機材の配備等について、災害時に機能できる体制を構築すること
  - (3) UPZ外の緊急時モニタリングについて、国の責任において、時間的・空間的に連続した放射線状況を確実に把握できる体制を構築するとともに、UPZ外へ屋内退避等の範囲を拡張する際、必要となる防護措置について万全の措置を講じること
  - (4) 緊急時におけるSPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報の具体的活用方法について、検討を進め必要な対策を講じること
  - (5) 熊本地震を踏まえ、家屋が倒壊した場合の屋内退避等の対応について、原子力災害対策指針等に反映し、速やかに示すこと
- 2 原子力発電所の安全対策の徹底
  - (1) 福島第一原発事故を踏まえた新規制基準について、最新の知見等を踏まえ絶えず見直しを行うなど、原発の安全確保対策を拡充強化するとともに、電力会社に対する指導を徹底すること
  - (2) 原発の安全確保や再稼働について、国において、科学的な調査・分析、十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を周辺県や住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明するとともに、その具体的な手順や対象等を明確に示すこと。また、電力会社が住民へ十分な説明を行うよう、国が指導すること
  - (3) 電力会社が行う原発敷地内の断層調査について、活断層の有無や関連する科学的事実を十分検証し、その結果を明らかにすること
- 3 地方公共団体が実施する原子力防災対策等に対する支援

地方公共団体が、環境放射線モニタリングや原子力防災訓練の実施、原子力災害医療体制の整備など原子力防災対策の強化を図ることができるよう、職員の人件費も含め、十分な財政措置を講じること

特に、国において原子力災害対策指針を改定したことに伴い、地方が新たな対策を講じることとなる場合には、その要する経費について、国の責任において確実に財政措置を講じること

## 78 陸上自衛隊富山駐屯地の施設及び周辺地域の整備事業の促進について

(防衛省)

陸上自衛隊富山駐屯地は、本県において唯一実動部隊が配置されている自衛隊施設であり、国土防衛はもとより、震災や豪雨などの災害時における派遣など国民の財産や生命の安全確保に、その任務の重要性はますます高まってきている。

特に、熊本地震や東日本大震災における救命救助、行方不明者の捜索、その他支援活動は、国民の財産や生命の安全確保に自衛隊は欠くことのできない存在であることを強く印象付けた。

本県は、比較的大規模災害の発生が少ないものの、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯東部等の国内でも発生確率が高いとされる断層が縦走するなど大規模地震のおそれがあるとともに、沿岸部の津波や集中豪雨による河川の氾濫など災害の危険性を有しており、災害を起因とした孤立集落や遭難者の発生が懸念されているところである。

こうしたことから、富山駐屯地の拡張による防災拠点機能の拡充を要望し、国においては平成26年度に富山駐屯地拡張基本構想をとりまとめられたところであり、今後は、大規模災害時に大型ヘリコプターを活用した十分な防災活動ができるよう、基本構想に基づく事業の促進が望まれる。

ついては、富山駐屯地の拡張が早期に実現するよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 防衛や災害への対処に万全を期すため、大型ヘリコプターの離発着が可能となるよう施設を整備するとともに、駐屯地への進入路の増設を図ること
- 2 駐屯地整備にあたっては、近隣住民の民生安定に向けた防衛施設の周辺整備事業等の促進を行うこと
- 3 駐屯地の早期整備に向けて、工事費など事業促進に係る関連予算措置と切れ目のない事業の実施を行うこと



第31回全国健康福祉祭とやま大会

# ねんりんピック 富山2018

夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から  
平成30年11月3日(土)~6日(火)